

大府市  
協働のまちづくり  
推進のための指針Ⅳ

共存

協働

令和3年(2021年)3月

大府市

## はじめに

本市は、平成 11 年(1999 年)に策定した第4次大府市総合計画の中で、はじめて「協働」という概念を取り入れ、本市のまちづくりの基本理念として、協働のまちづくりを進めてまいりました。平成 18 年(2006 年)には、協働のまちづくりの方向性を示すため、「大府市協働のまちづくり推進のための指針」を策定しました。また、まちづくりの基本として、地域の力が十分に発揮されるまちづくりを進めるため、「大府市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。平成 21 年(2009 年)には、市民活動の拠点として、「大府市民活動センターコラビア」が開館し、令和2年(2020 年)4月からは、本市のまちの将来都市像「いつまでも住み続けたいサステイナブル健康都市おおぶ」を実現するため、第6次大府市総合計画に基づくまちづくりを進めています。

本市が協働のまちづくりを進めて、約 20 年が経過する中、子育て施策を始めとした特色ある施策の充実や土地区画整理などで都市基盤を整備したことにより、着実に人口は増加してまいりました。

一方で、高齢化は着実に進行し、ひとり暮らしの高齢世帯の増加を始め、社会的孤立が危惧されるなど、社会的課題への対応がますます重要になってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、社会活動、地域活動にも大きな影響を与えている中、新しい生活様式やデジタルトランスフォーメーションなどに対応したまちづくりが求められています。

国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指していますが、市民一人ひとりが地域で暮らす中で、お互いの考え方や価値観の違いを認め合う「共存」と、共通の目的に向かって協力し合う「協働」との両立が、今後の持続可能なまちづくりには大切であると考えています。

今回、策定いたしました「大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳ」では、「学びとかかわりにより、まちづくりを『自分ごと』として捉え、多様な主体がつながり、地域資源を生かした住み続けたいまち」を目指し、これからの時代を見据えた協働のまちづくりを推進してまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

最後に、本指針の策定に当たり、ご尽力いただきました名城大学昇秀樹教授を始め、大府市協働推進委員会の皆様、多くのご意見をいただきました市民及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

大府市長 岡村 秀人



# 目次

## 第1章 指針策定の趣旨

- 1 協働のまちづくりの経緯 ..... 1
- 2 協働の必要性 ..... 2

## 第2章 指針策定の経緯

- 1 本市の現状と課題 ..... 3
- 2 社会的背景 ..... 12
- 3 本指針に関連する計画 ..... 14

## 第3章 基本的な考え方と目指すべき姿

- 1 指針の位置付け ..... 15
- 2 基本原則 ..... 15
- 3 基本的な考え方 ..... 16
- 4 「共存」と「協働」で目指すまちの将来像 ..... 18

## 第4章 協働のまちづくりの担い手

- 1 市民 ..... 19
- 2 自治区・コミュニティ ..... 20
- 3 NPO・ボランティア ..... 21
- 4 事業者 ..... 23
- 5 市 ..... 24

## 第5章 市の施策

- 1 施策の体系 ..... 25
- 2 基本方針 ..... 26
- 3 重点プロジェクト ..... 29
- 4 新型コロナウイルス感染症への対応 ..... 29
- 5 指針の進行管理 ..... 30
- 6 指針の見直し ..... 30

## 資料編

- 1 条例・規則 ..... 31
- 2 指針の策定体制 ..... 36
- 3 策定経過 ..... 37
- 4 参考資料 ..... 38
- 5 新型コロナウイルス感染症 ..... 53



# 第1章 指針策定の趣旨

## 1 協働のまちづくりの経緯

本市は、平成 11 年(1999 年)に策定した第4次大府市総合計画の目指すべき将来都市像を「躍動・ふれあい・健康都市」とし、市民参加を「市民、家庭、地域、企業、行政のそれぞれが、適切な役割分担と緊密な連携のもとに、協働して基本構想に掲げる目標が達成されるよう、多様な市民参加を推進すること」として、他市に先駆け「協働」という概念を取り入れました。

年 月	内 容
平成 11 年(1999 年) 4月	第4次大府市総合計画開始(1999-2010)
平成 14 年(2002 年) 4月	市民部 市民活動促進課 協働促進係設置
平成 14 年(2002 年)12月	公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム <sup>1</sup> )開始
平成 15 年(2003 年) 8月	環境パートナーシップ会議 <sup>2</sup> 設置
平成 16 年(2004 年)12月	市民意見公募制度(パブリックコメント <sup>3</sup> )導入
平成 17 年(2005 年) 4月	市民協働部 協働促進課設置
平成 18 年(2006 年) 1月	大府市協働のまちづくり推進のための指針策定
平成 18 年(2006 年) 4月	大府市協働のまちづくり推進条例施行
平成 19 年(2007 年) 1月	大府市協働のまちづくり推進基金設置
平成 21 年(2009 年) 3月	大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅱ策定
平成 21 年(2009 年) 4月	大府市民活動センター(コラビア)開館
平成 22 年(2010 年) 4月	第5次大府市総合計画開始(2010-2020)
平成 27 年(2015 年) 2月	大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅲ策定
平成 29 年(2017 年) 4月	市民協働部 協働推進生涯学習課設置 パブリックコメント手続条例施行
令和 2年(2020 年) 4月	第6次大府市総合計画開始(2020-2030)

表1 本市の協働の歩み

- 
- 1 公園や歩道、河川、池などの公共施設について、市民が里親となってボランティア活動により維持する制度
  - 2 市民・事業者による主体的な環境活動と官民協働による環境づくりをより一層発展させるための会議
  - 3 市の基本的な計画、条例その他決定すべき事項の策定に当たり、あらかじめ当該計画などの趣旨、内容を公表し、広く市民などからの意見を募り、提出された意見の概要、当該意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続

## 2 協働の必要性

全国的に少子高齢化が進行し、人口が減少に転じている中、本市では先駆的な子育て支援施策などにより人口が増加し、令和2年(2020年)9月末現在で92,959人となっており、今後も緩やかに増加する見込みです。しかし、少子高齢化の進展に伴い、人口構成の変化などを要因とする多くの課題に直面することが予想されます。また、高齢者<sup>4</sup>世帯やひとり暮らし高齢者の増加により、家族以外からの支援など量的な確保が求められるほか、子どもや若者に関する相談件数の増加や、防災、防犯、環境などの分野においても地域課題が顕在化することが予想されます。

これからのまちづくりには、行政だけでなく市民、自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者がまちの将来像を共有し、協働によるまちづくりを一層推進し、持続可能な地域社会をつくることが求められています。

---

4 65歳以上の人

## 第2章 指針策定の経緯

### 1 本市の現状と課題

#### (1)人口推計及び人口構成

本市の人口は、昭和 45 年(1970 年)9月1日の市制施行以降、堅調に増加し、令和元年度(2019 年度)末時点では、92,670 人になっています。今後もしばらくは緩やかに増加することが見込まれることから、第6次大府市総合計画では、令和 12 年度(2030 年度)の計画人口を 10 万人としています。



図1 人口推計(令和元年度(2019 年度)までは実績値)

本市の人口ピラミッドは、いわゆる団塊ジュニア世代を含む 45 歳から 49 歳までの占める割合が最も高く、また、70 歳から 74 歳までの団塊の世代を含む層の占める割合も高くなっています。そのため、令和 12 年度(2030 年度)には 65 歳以上の全人口に占める割合が低くなる一方で、75 歳以上の後期高齢者のうち、特に 85 歳以上の高齢者人口の割合は、令和元年度(2019 年度)と比較して約 1.6 倍に増加する見通しです。

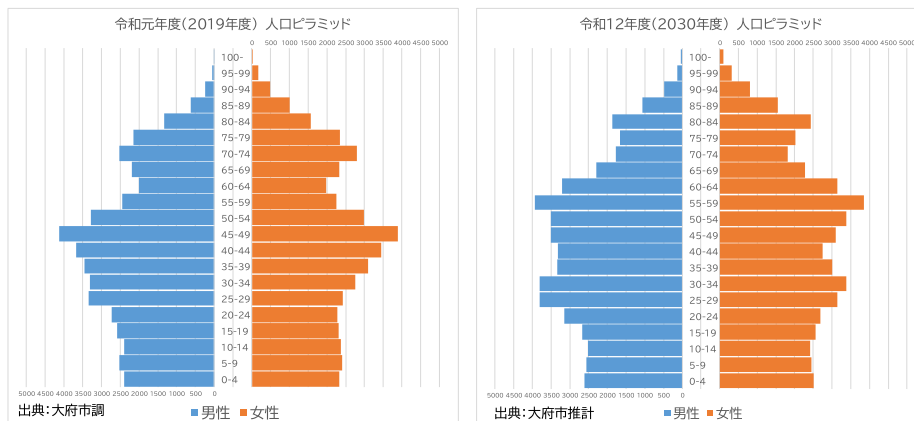


図2 人口ピラミッドの比較

令和元年度(2019年度) 年齢構成

区分	割合
0～14歳	15.5%
15～64歳	63.0%
65歳以上	21.5%
うち75歳以上	10.8%
うち85歳以上	2.8%

出典:大府市調

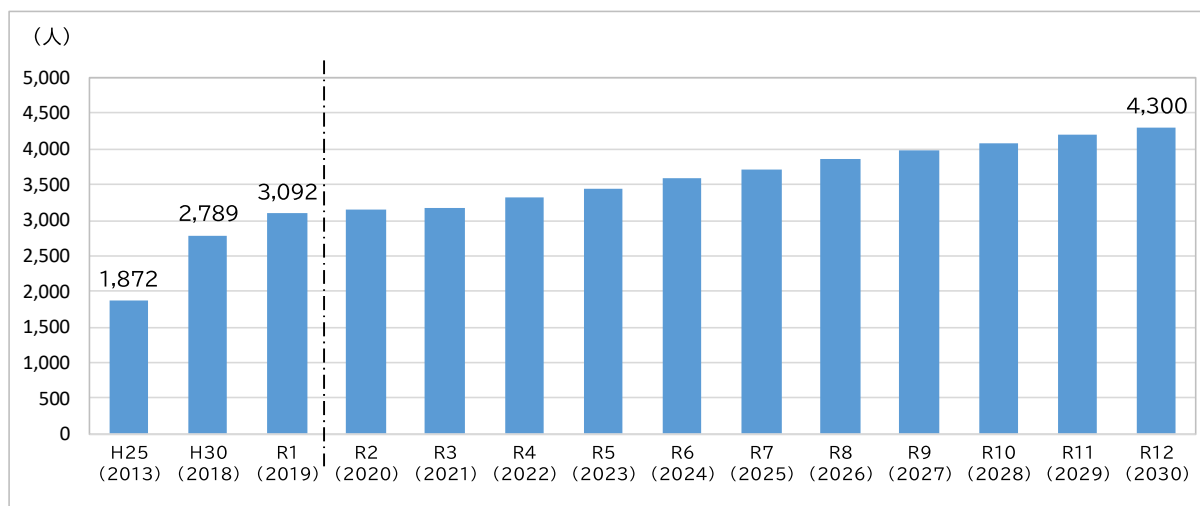
令和12年度(2030年度) 年齢構成

区分	割合
0～14歳	14.9%
15～64歳	64.6%
65歳以上	20.5%
うち75歳以上	12.4%
うち85歳以上	4.5%

出典:大府市推計

表2 年齢構成の比較

令和元年度(2019年度)末時点の市内の外国人居住者数は3,092人で、全人口の3.3%を占めており、今後も増加する見込みとなっています。



出典:大府市推計

各年度末時点

図3 外国人居住者数の見込み(令和元年度(2019年度)までは実績値)



## (2) 地域組織

### ①自治区・自治会

明治39年(1906年)に行われた大府村への合併以前の7か村をもととして、現在は10の自治区があります。一般的に自治会は、地域組織の総称として使用しますが、本市では、自治会、組及び班をまとめる単位として自治区があります。

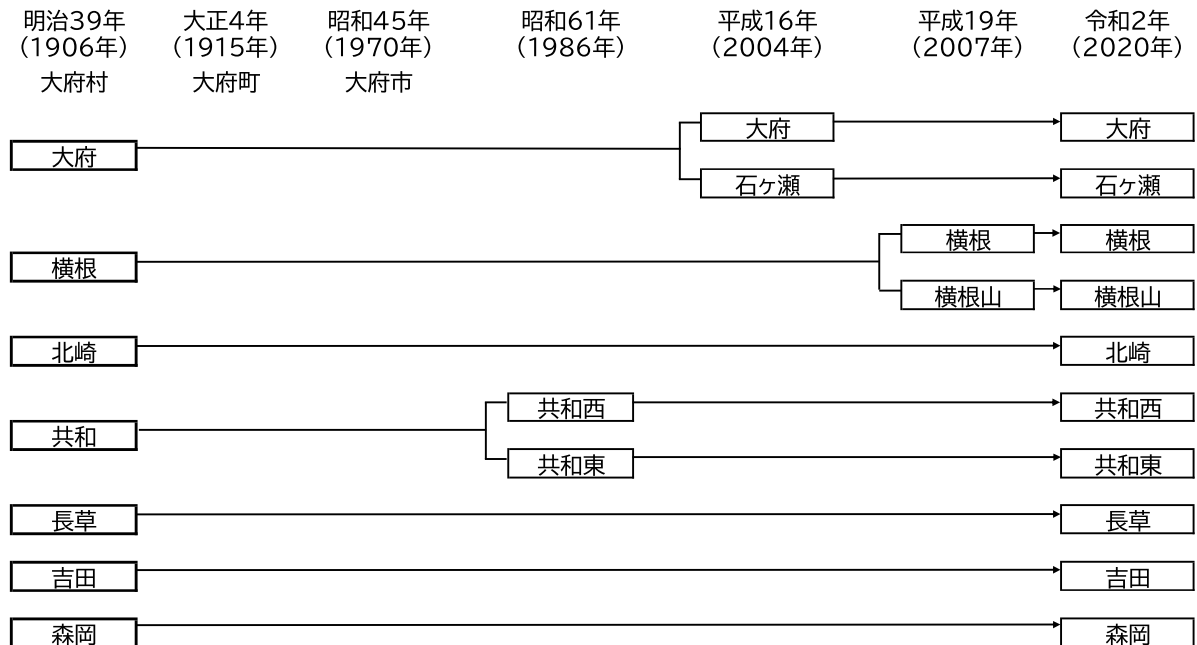


図4 自治区の変遷

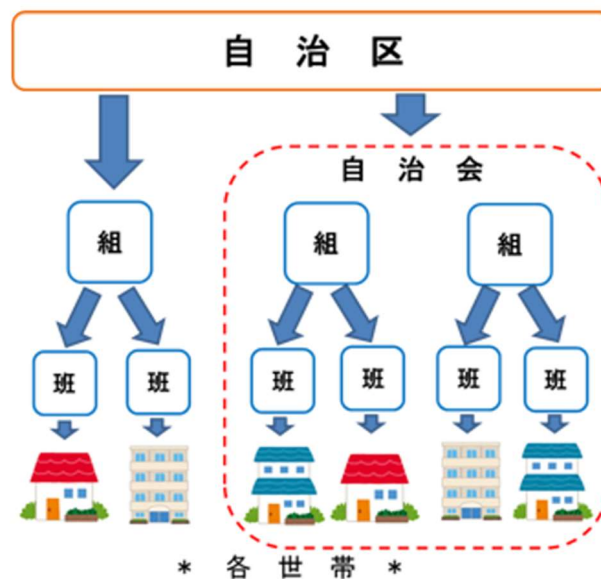


図5 本市の自治区と自治会のイメージ図

自治区は、住民相互の交流や福祉の向上を目的とした自主的な活動の場です。主な活動として、日本赤十字社社資（日赤社資）・社会福祉協議会一般会員の募集、防犯・交通安全分野、災害対応分野、環境分野、自治区だよりの発行、回覧板による市各課の依頼事項の伝達などがあります。地区によって状況は異なりますが、高齢化の進行による役員のなり手不足や、自治区加入世帯率<sup>5</sup>の低下が課題となっています。

(世帯、人)

自治区名	世帯数	人口	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
大府自治区	7,478	17,125	1,656	1,945	2,016	2,196	2,920	2,347	1,549	1,507	989
石ヶ瀬自治区	4,454	10,832	1,163	1,363	1,188	1,445	2,078	1,314	827	958	496
横根自治区	2,108	5,630	580	593	749	761	871	617	506	614	339
横根山自治区	2,381	5,683	673	557	666	804	901	600	476	641	365
北崎自治区	1,823	4,521	426	448	416	502	671	556	460	675	367
共和西自治区	5,869	13,541	1,441	1,263	1,654	2,153	2,271	1,524	1,187	1,399	649
共和東自治区	5,992	13,755	2,002	1,356	1,526	2,321	2,256	1,380	1,070	1,196	648
長草自治区	2,885	6,619	558	659	743	830	1,081	831	709	779	429
吉田自治区	3,887	9,385	740	915	814	1,050	1,329	1,127	1,223	1,394	793
森岡自治区	2,637	5,579	411	549	1,012	561	754	676	494	675	447

出典：大府市調

令和2年4月1日現在

表3 各自治区の基礎データ

年度	自治区加入世帯率
H27(2015)	60.5%
H28(2016)	59.6%
H29(2017)	58.8%
H30(2018)	57.8%
R1(2019)	57.1%

出典：大府市調

表4 自治区加入世帯率

5 各自治区が算出した加入世帯数を全世帯数で割った数値。第6次大府市総合計画の政策目標3「支え合い学び合うまち」の施策評価指標



图6 自治区区域图

## ②コミュニティ(コミュニティ推進協議会)

昭和 49 年(1974年)に県のモデル地区として共長地区が指定され、現在、本市には、7つのコミュニティがあります。基本的には、各小学校区単位でコミュニティを構成していますが、共長コミュニティと大府コミュニティは、それぞれ2つの小学校区を含んでいます。住民相互のふれあいを目的として、運動会、夏まつり、緑化推進などのイベントや、年間を通して日常生活に関連した事業が行われています。

コミュニティ名	人口	設立年度	小学校区
共長コミュニティ推進協議会	20,828 人	昭和 49年度(1974 年度)	共長小学校 共和西小学校
神田コミュニティ推進協議会	7,183 人	昭和 51 年度(1976 年度)	神田小学校
吉田まちづくり協議会	9,329 人	昭和 57 年度(1982 年度)	吉田小学校
大府コミュニティ推進協議会	19,522 人	昭和 58 年度(1983 年度)	大府小学校 大東小学校
北山コミュニティ推進協議会	12,014 人	昭和 59 年度(1984 年度)	北山小学校
石ヶ瀬コミュニティ推進協議会	16,557 人	昭和 62 年度(1987 年度)	石ヶ瀬小学校
東山コミュニティ推進協議会 <sup>6</sup>	7,526 人	平成 3年度(1991 年度)	東山小学校

出典:大府市調

令和2年 10月1日現在

表5 各コミュニティの基礎データ

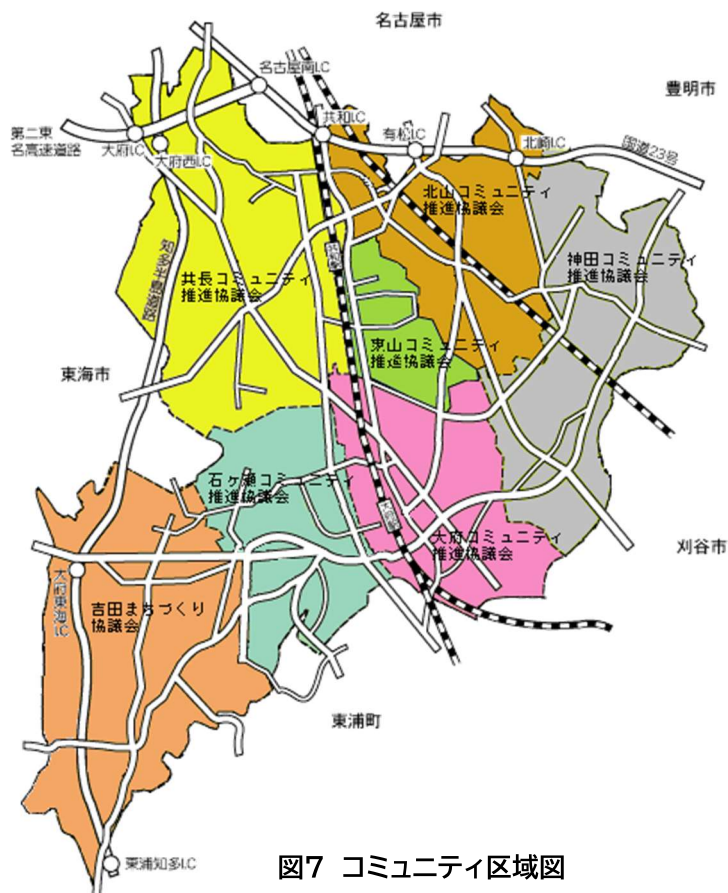


図7 コミュニティ区域図

6 東山小学校新設に伴い、北山コミュニティから分離独立

### ③自治区とコミュニティ

自治区とコミュニティは設立の経緯が異なるため、それぞれ活動範囲が異なります。活動内容についても異なる部分がありますが、防災などの目的が共通する活動には協働で取り組んでいます。

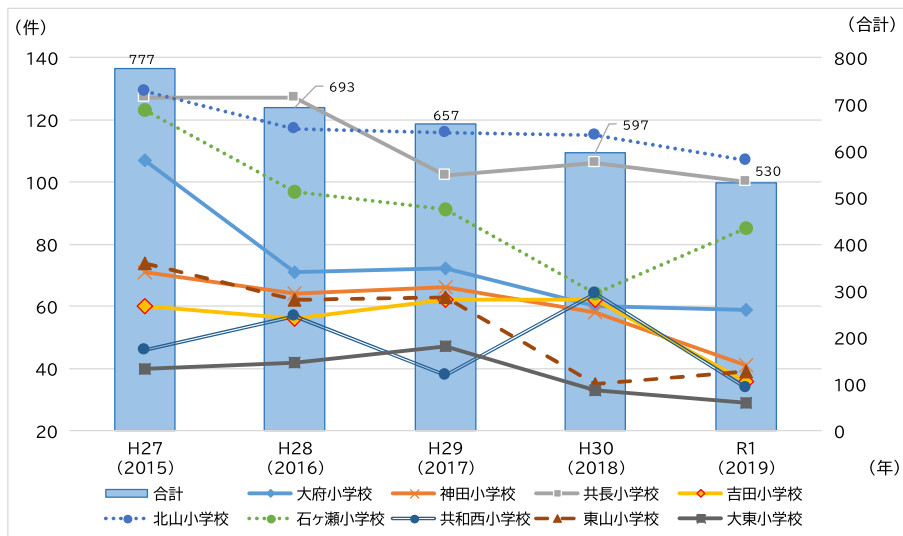
自治区名	小学校区	コミュニティ名
大府自治区	大東小学校	大府コミュニティ推進協議会
	大府小学校	
横根自治区	神田小学校	神田コミュニティ推進協議会
北崎自治区	北山小学校	北山コミュニティ推進協議会
横根山自治区		
共和東自治区	東山小学校	東山コミュニティ推進協議会
共和西自治区	共和西小学校	共長コミュニティ推進協議会
	共長小学校	
長草自治区	吉田小学校	吉田まちづくり協議会
吉田自治区		
森岡自治区	石ヶ瀬小学校	石ヶ瀬コミュニティ推進協議会
石ヶ瀬自治区		

表6 自治区・コミュニティと小学校区の対応関係

### (3) 分野別の地域の現状と課題

近年、住民生活に身近なテーマとして、防犯、交通安全、地域環境保全などへの関心が高まっています。これらの課題は、地域社会や地域活動と密接に関連しているため、地域活動の主体として自治区やコミュニティ、地域を生活の場とする住民や事業者などが協働で取り組むことで、より高い効果が期待されます。

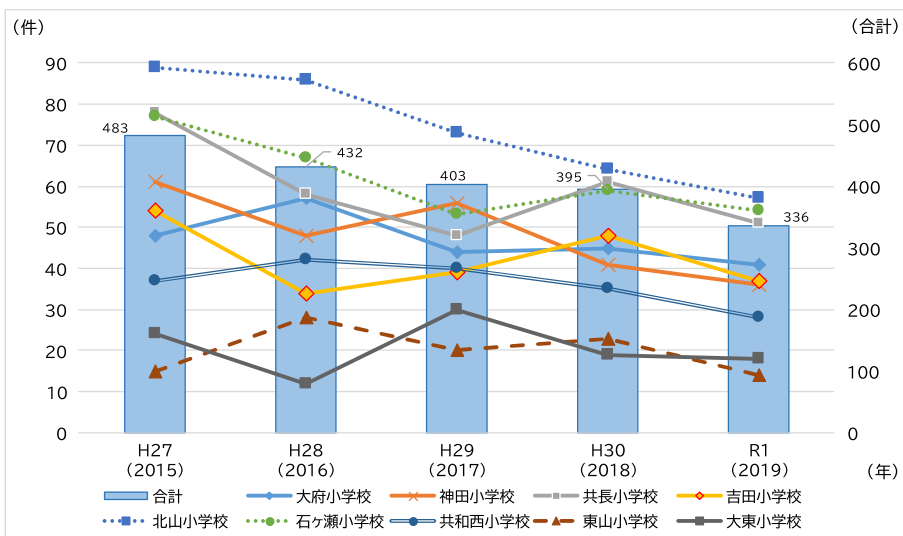
防犯の分野として、自治区やコミュニティなどによる防犯パトロールが積極的に行われています。犯罪発生件数は、増加している小学校区もありますが、全体として減少傾向にあります。



出典: 地域安全情報

図8 小学校区別犯罪発生件数(刑法犯)

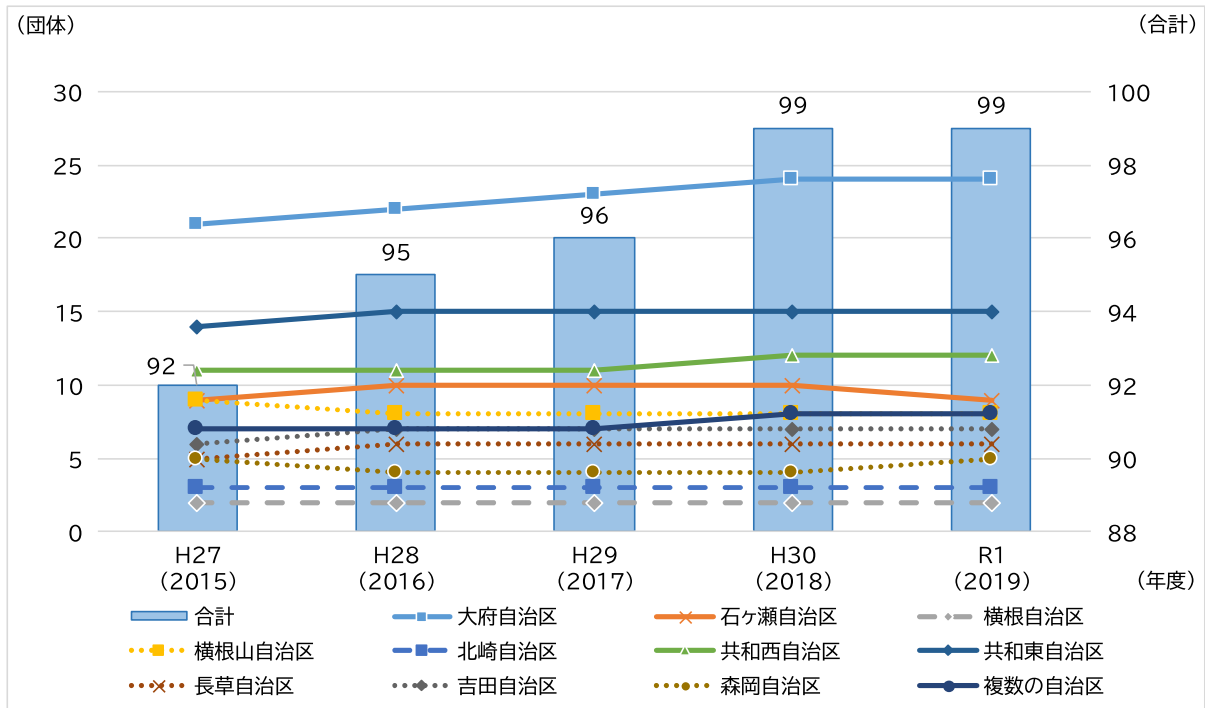
交通安全の分野として、各地域の自治区、コミュニティ、老人クラブなどによる交通立哨が行われています。交通事故発生件数は、増加している小学校区もありますが、全体として減少傾向にあります。



出典: 交通事故統計

図9 小学校区別交通事故発生件数(人身事故)

地域環境保全の分野として、自治区やコミュニティなどによる清掃活動を行っています。定期的な町内清掃のほか、530運動や地域の事業者などと協働して行う河川清掃イベントもを行っています。日々の活動として清掃活動に取り組んでいる公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム)登録団体数は、全体として増加しています。



出典:大府市調

各年度末時点

図 10 自治区別公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム)登録団体

## 2 社会的背景

### (1) SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs<sup>7</sup>は、平成 27 年(2015 年)に国連サミットにおいて採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人として取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと、そのゴールを達成するための 169 のターゲットで構成されています。17 のゴールは、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示していますが、特に 17 番目のゴールである「パートナーシップ(協働)で目標を達成しよう」は、他の全てのゴールを達成するための手段として、設定されています。

第6次大府市総合計画は、9つの政策目標をSDGsとの関係性で整理し、政策目標の実現に向けた取組を推進します。



出典:国連広報センター

図 11 SDGs17 目標

### (2) 新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年(2020年)初頭に全世界へ拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本社会や経済だけでなく世界中に大きな影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」を取り入れた社会経済活動への移行や、リモートワークの普及による働き方の改革が拡がりつつあります。現在では、新しい交流方法を模索する動きが社会の様々な場面で展開されています。地域活動や市民活動においても、感染防止策を取り入れた「新しい生活様式」に対応する必要性があり、事業の考え方も3密(密集、密接、密閉)を避け、集中から分散、継続するかたちへの転換を図ることが求められています。

7 「持続可能な開発目標」のこと。英訳(Sustainable Development Goals)の略称



## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をしている際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をしているとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省公式ウェブサイト

図 12 「新しい生活様式」の実践例

### 3 本指針に関連する計画

#### (1) 第6次大府市総合計画(サステイナブル<sup>8</sup>健康都市おおぶ)

令和2年(2020年)2月に、令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までの11年間を計画期間として本市のまちづくりの指針となる第6次大府市総合計画を策定しました。本計画では、「健康」をキーワードに、「ひと」・「くらし」・「まち」・「みらい」の健康と健康都市経営の5つの領域を軸とし、独自性、先駆性及び付加価値性といった観点から持続可能なまちを創造することを基本理念として、将来都市像を「いつまでも住み続けたいサステイナブル健康都市おおぶ」と定め、人口10万人都市へ向けての9つの政策目標を掲げています。施策体系は、国際社会共通の目標となるSDGsの「誰一人取り残さない」という考えを取り入れています。

#### (2) 大府市地域包括ケア推進ビジョンと第2次大府市地域福祉計画

令和2年(2020年)3月に、第6次大府市総合計画の基本理念、「サステイナブル健康都市おおぶ」の実現に向けた、大府市地域包括ケア推進ビジョンと第2次大府市地域福祉計画を策定しました。令和12年(2030年)の地域社会では、高齢化した団塊の世代が後期高齢者となり、地域の高齢化が進むことで、地域の担い手が減少することへの懸念が挙げられます。また、高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者などの社会的孤立を始めとした地域課題の増加も予想されます。誰もが住み慣れた地域で、安心安全に生活していくためには、これらの諸課題を解決することが必要です。そこで、大府市地域包括ケア推進ビジョンでは基本理念として「誰もが安心して暮らすことのできるサステイナブル地域共生社会の実現」を掲げ、第2次大府市地域福祉計画では、「みんな笑顔でともに支え合うまち おおぶ」を基本理念としたまちづくりを進めます。

#### (3) 大府市生涯学習プラン2017

平成29年(2017年)3月に策定した大府市生涯学習プラン2017では、基本理念を「であい、ふれあい、まなびあい、いつでも、どこでも、だれとでも ~『協働と共生によるまちづくり』ともにいきあおう、おおぶのまちで~」と定め、生涯学習を通じた「地域力」の向上を目標としています。市民、自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、民間企業、大学、行政など各種団体がそれぞれの役割を認識しつつ、相互の連携を強めながら、趣味的な学習から地域課題解決型の学習まで幅広く、全てを網羅し実施することで、より文化水準を高めるだけでなく、個人の活動から地域での活動への移行を促し、より地域力の高い都市になることを目指しています。また、本プランでは、基本理念を推進していくため「生涯学習の仕組みづくり」、「生涯学習の場所づくり」、「生涯学習の人づくり」の3つの基本目標を設定しています。学習を契機とした気づきを促す場を提供することにより、地域で活動する人を育てる仕組みを構築し、持続的に地域力の向上を目指しています。

---

8 本市における「サステイナブル(持続可能な)」の観点は、改善改革を繰り返しながら発展し続ける「未来志向」の考え方

### 第3章 基本的な考え方と目指すべき姿

#### 1 指針の位置付け

本指針は、本市の最上位計画である第6次大府市総合計画の将来都市像「いつまでも住み続けたい サステイナブル健康都市おおぶ」の実現のため、大府市地域包括ケア推進ビジョンなどの関連計画と整合性を図り、相互に連携して施策及び事業を推進します。

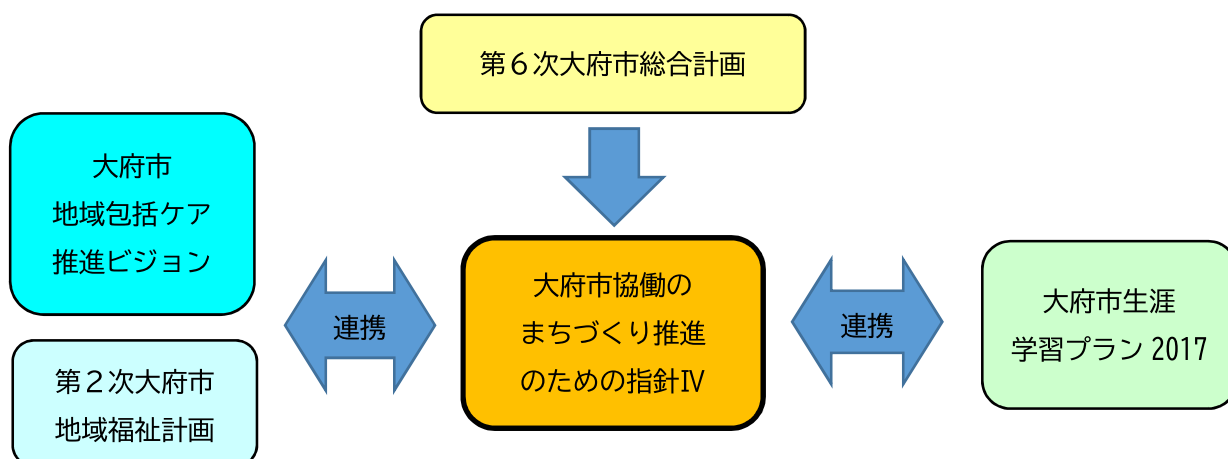


図13 指針の位置付け

#### 2 基本原則

協働により、共通の目的を達成するための基本的な考え方は、次のとおりです。

1. お互いの自主性や自立性を尊重すること。
2. 相手の特性や役割を理解し、尊重すること。
3. 共通する課題や社会的目的の実現のために、それぞれが独立、自立した存在として、協働を進めていくこと。
4. 公正性や透明性を保ち、互いの情報を積極的に公開し、共有すること。

### 3 基本的な考え方

#### (1) 「学び」と「かかわり」によるきっかけづくり

本市は、公民館を始め、いきいきプラザ、児童（老人福祉）センターなどの地域施設が充実しています。各施設では、様々な講座やイベントを開催し、市民への学習機会を提供しています。また、団体の育成にも取り組んだ結果、令和2年（2020年）4月1日現在では、公民館で活動する団体は400団体を超え、約23,000人の市民が生涯学習活動を行っています。

大府市生涯学習プラン2017の基本理念の中で、「より文化水準を高めるだけでなく、個人の活動から地域での活動への移行を促し、より地域力の高い都市になること」と掲げています。

協働のまちづくりを推進するためには、多くの市民が日頃から生涯学習活動と、社会参加を実践している本市の強みを生かして、学習成果が地域に還元され、地域課題解決につながるという好循環を育む必要があります。

地域においては、地域住民が主体となって、防犯パトロール、交通立哨、ごみゼロ運動、河川清掃、防災訓練などの様々な活動が行われています。これらの活動や地域でのイベントを通して、自治区やコミュニティなどの地域組織にかかわることで、加入のきっかけとなった例もあります。また、施設の利用団体の一員として、公民館や児童（老人福祉）センターなどのイベントに参加、協力したり、福祉や健康をテーマとしたイベントなど、お互いに共通の目的を持つ団体などが参加したりすることが、新たなかかわりの機会になっています。

このように「学び」と「かかわり」により、地域活動を進める市民や団体が、参加や体験を通じて、共感し、相互理解を深めることが、協働のまちづくりを推進するきっかけとなります。

#### (2) 「自分ごと」意識の醸成

市民一人ひとりが、自らの住む地域に様々な世代や立場の人がいることを知ることで、どのような課題を抱え、何が必要か、自分に何ができるかを考える、「自分ごと」の意識が生まれるきっかけとなります。「自分ごと」意識を醸成するためには、世代や立場を超えた市民同士の交流の場や機会を提供する必要があります。市民にとって身近な施設である公民館、児童（老人福祉）センター、市民活動センター（コラビア）の活用促進を図るとともに、居場所としてのサロンや子ども食堂などの充実が求められています。

#### (3) 多様な主体のつながりづくり

現在、市内で活動している市民や団体の中には、活動を継続するための資金や人材の確保など、共通の課題を抱えている場合があります。課題解決や目的達成のためには、共通の目的を持つ団体同士で、協力したり、相互に補完したりすることも有効な手段の一つです。そのため、多様な主体とつながりづくりを進めることが求められます。つながりづくりの一例として、市民活動センター（コラビア）を中心にマッチング<sup>9</sup>事業を展開していますが、公民館などの地域施設においても自治区・コミュニティ、団体、事業者をつなぐ役割があり、様々

---

<sup>9</sup> 結びつけること。

な機会を通して、相互の連携を図る取組を実践しています。現在、ICT<sup>10</sup>技術を活用した Facebook (フェイスブック)<sup>11</sup>、LINE (ライン)<sup>12</sup>、Twitter (ツイッター)<sup>13</sup>などが普及していますが、これらを用いた新たな情報発信やつながりづくりの手法を取り入れていくことも有効な手段です。

#### (4) 資源を生かした地域づくり

地域では、市民、自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者など多様な主体が担い手として日々活動しています。また、それぞれの地域には、継承されている伝統行事やまつりなど、固有の資源があります。これらの地域資源を地域課題の解決に活用するだけでなく、資源を掘り起こし、守り、育てることも、協働で地域づくりを行うきっかけの一つとなります。地域のことは地域全体で考え、行動するためには、これまでつながりのなかった担い手同士が、相互に情報や課題を共有し、持続可能な視点で、地域づくりを進めることが必要です。

#### (5) 住み続けたくなるまちづくり

住みたくなるまちとして選ばれる主な理由として、住み慣れていることや、買い物や通勤・通学などの利便性が高いことなどが挙げられます。これからのまちづくりを進めるためには、利便性の向上を図ることも重要ですが、持続可能なまちづくりのためには、地域活動や生涯学習、スポーツなどの活動をきっかけとして、より多くの人がかかわり、相互に助け合い、幸福感を感じることができると、住み続けたくなるまちづくりを進めることも重要です。

---

10 情報処理・情報通信分野の関連技術の総称で、information and communication technology の略称

11 世界最大のソーシャルネットワーキングサービス (SNS)。SNS は人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス

12 スマートフォンなどで短い文字メッセージの交換や音声通話、ビデオ通話などができるアプリ及びサービス

13 今していること、感じたこと、ほかの利用者へのメッセージなどを「つぶやき」のような形式で 280 文字 (日本語など 140 文字) 以内の短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス

#### 4 「共存」と「協働」で目指すまちの将来像

私たちが暮らす地域には、乳幼児、高齢者、学生、働いている人、健康な人や健康がすぐれない人など様々な立場の人が生活しています。

同じ地域の中で、人々がお互いの考え方や行動の違いを認め合い、存在することが「共存」です。その中で、特性を生かしながら、共通する課題や目標を達成するため、様々な観点や形態で、協力し合うことが「協働」です。

地域で暮らす中では、だれもが、支えや助けを必要としたり、支える立場や助ける役割を担ったりすることがあります。

この「共存」を基本とした「協働」の理念をもとに、市民、自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者がつながり、地域が一体となって住み続けたい地域づくりを進める「持続可能な地域共生のまちづくり」を進めます。

#### 目指すまちの将来像

学びとかかわりにより、まちづくりを「自分ごと」として捉え、多様な主体が  
つながり、地域資源を生かした住み続けたいまち

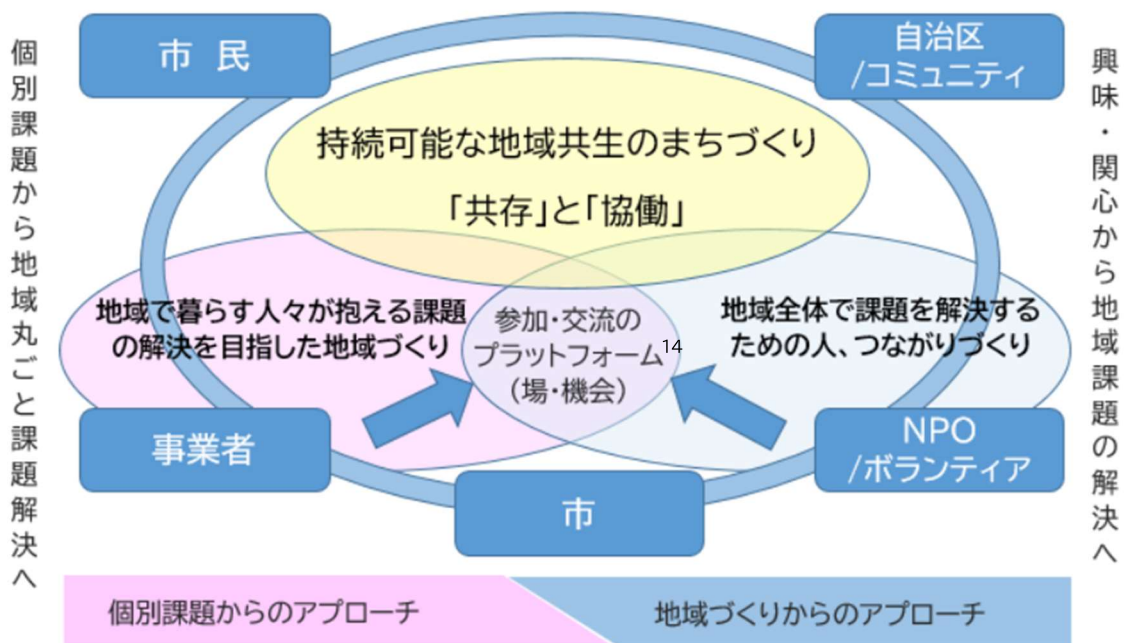


図 14 「大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳ」が目指すまちの将来像

14 市民、自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、市などの協働と参画を推進するために、多様な主体が連携・交流できる拠点

## 第4章 協働のまちづくりの担い手

### 1 市民

【定義】 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者

「平成30年度市民意識調査」の「日常生活での取組」について、「活動している」と回答した人の割合は、「地縁的な活動」が25.6%、「ボランティア・NPO・市民活動」が11.6%、「スポーツ・趣味・娯楽活動」が21.9%で、市民の一定割合の方が、日常的に何らかの活動に取り組んでいます。また、「活動をしたことはないがしてみたい」と回答した人の割合では、「地縁的な活動」が4.8%、「ボランティア・NPO・市民活動」が11.7%、「スポーツ・趣味・娯楽活動」が13.0%で、気軽に活動を始められることができる、「スポーツ・趣味・娯楽活動」が最も高い値となっています。

市民が地域活動、市民活動に取り組むきっかけは様々で、スポーツ団体が活動場所の清掃を行うなどの例もあります。そのため、自らの興味や関心に基づいて、気軽に活動を始められることが、協働のまちづくりの第一歩となります。

区分	地縁的な活動	ボランティア・NPO・市民活動	スポーツ・趣味・娯楽活動
活動している	25.6%	11.6%	21.9%
以前活動していた	33.7%	14.9%	16.6%
活動をしたことはないがしてみたい	4.8%	11.7%	13.0%
活動をしたことはない	33.6%	59.2%	45.7%
無回答	2.3%	2.6%	2.8%

出典：平成30年度市民意識調査

表7 市民意識調査による「日常生活の取組」に関する割合

## 2 自治区・コミュニティ

【定義】一定の地域に住所を有する者により構成された組織

「平成 30 年度市民意識調査」の「日常生活での取組」の「地縁的な活動」について、「活動している」と回答した人の割合は 25.6%で、「以前活動していた」の 33.7%を合わせると、市民の半数以上の方が「地縁的な活動」を経験していることとなります。「活動している」の割合より、「以前活動していた」の割合の方が大きい要因としては、「地縁的な活動」としての自治区・コミュニティ活動について、輪番制を取り入れている地域が多く存在することが考えられます。そのため役員が終わった段階で、活動もやめてしまう市民も数多く存在していることが推測されます。また、「活動をしたことはないがしてみたい」の割合が 4.8%となっていますが、今後も、活動を希望する市民が、気軽に地域活動に参加し、継続して活動できるような仕組みをどのように構築していくかを自治区・コミュニティと一体となって検討する必要があります。

区分	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
活動している	25.6%	11.1%	11.9%	29.6%	31.3%	21.0%	26.2%	26.3%	23.7%
以前活動していた	33.7%	50.0%	25.7%	11.2%	35.5%	40.7%	41.2%	42.4%	37.1%
活動をしたことはないがしてみたい	4.8%	0.0%	9.2%	6.4%	2.7%	7.8%	3.9%	3.8%	2.1%
活動をしたことはない	33.6%	33.3%	52.3%	52.4%	30.2%	29.9%	25.3%	24.2%	26.8%
無回答	2.3%	5.6%	0.9%	0.4%	0.3%	0.6%	3.4%	3.3%	10.3%

出典：平成30年度市民意識調査

表8 市民意識調査による「年代別にみた地縁的な活動」に関する割合



### 3 NPO・ボランティア

【定義】 社会や地域のために、自主的に活動する営利を目的としない民間の組織（NPO）  
社会や地域のために、自主的に活動する個人（ボランティア）

市内に主たる事務所を置くNPO法人数は、令和2年（2020年）10月1日現在で18団体です。活動分野は、保健・医療・福祉、男女共同参画、子どもの健全育成、環境の保全など、多岐に渡っています。このうち、大府市NPO法人立ち上がり支援事業補助金の交付団体数は、6団体です。

名称	主な活動分野	認証年
福祉サポートセンターさわやか愛知	保健・医療・福祉	H11(1999)
ネットワーク大府	保健・医療・福祉	H11(1999)
あいち福祉ネット	保健・医療・福祉	H18(2006)
はっぴいわん大府	保健・医療・福祉	H19(2007)
ミューぷらん・おおぶ	男女共同参画	H20(2008)
みらいっこ	子どもの健全育成	H20(2008)
特定非営利活動法人まちとの共生による 村・山・海の新しい再生をめざす全国ネットワーク	環境の保全	H21(2009)
スポーツ育成支援協会	学術・文化・芸術・スポーツ	H24(2012)
グローバル・ゲートウェイ	社会教育	H25(2013)
クリエイティブ・あいち	災害救援	H25(2013)
わかち・つむぎあい	保健・医療・福祉	H28(2016)
TRILL	学術・文化・芸術・スポーツ	H28(2016)
名古屋脊椎グループ	保健・医療・福祉	H28(2016)
おおぶ市民活動ネットワーク(OCAネットワーク)	まちづくり	H28(2016)
東海ものづくり研究会	まちづくり	H28(2016)
SMILE	国際協力	H28(2016)
COCOLO	まちづくり	R1(2019)
まなびサポート大府	子どもの健全育成	R2(2020)

出典：内閣府NPOホームページ

令和2年10月1日現在

表9 市内NPO法人一覧

大府市民活動センター（コラビア）は、市民活動支援サイトを活用し、市民活動に関する情報を収集、発信しています。このサイトに登録している団体数は、令和元年度（2019年度）末現在で393団体となっており、年々増加しています。また、大府市社会福祉協議会総合ボランティアセンターには、令和元年度（2019年度）末現在で272人の個人と71グループ1,380人が登録しています。活動種別は、障がい者（児）関係、施設・病院活動関係、技術提供・交流関係、高齢者関係、児童・子育て関係、地域活動関係に分類されています。

年度	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
登録グループ数	350団体	374団体	393団体

出典:大府市調

表 10 大府市民活動センター(コラビア)市民活動支援サイト登録団体

年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
登録グループ数	52	54	58	60	67	69	70	69	73	71
登録グループ会員数	1,560人	1,465人	1,515人	1,461人	1,424人	1,419人	1,375人	1,361人	1,375人	1,380人
登録個人数	292人	237人	228人	246人	254人	260人	265人	270人	271人	272人
登録者数合計	1,852人	1,702人	1,743人	1,707人	1,678人	1,679人	1,640人	1,631人	1,646人	1,652人

出典:「事業報告書並びに収支決算書」(社会福祉法人 大府市社会福祉協議会)

表 11 総合ボランティアセンター登録者

「平成 30 年度市民意識調査」の「日常生活での取組」の「ボランティア・NPO・市民活動」について「活動をしたことはないがしてみたい」と回答した人の割合が 11.7%あり、その内訳を年代別で見ると、「50 歳代」の割合が 18.0%と最も高く、次に「40 歳代」の 14.9%、「30 歳代」の 13.3%と続いています。このように、ボランティア・NPO・市民活動については、30 歳代から 50 歳代までの働き盛りの世代が活動に関心を示しています。これらの世代の方の活動を促すためには、働きながら活動することができるきっかけや仕組みづくりを進めていく必要があります。

区分	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
活動している	11.6%	11.1%	11.0%	9.0%	9.5%	9.6%	13.3%	16.9%	10.3%
以前活動していた	14.9%	38.9%	14.7%	6.4%	9.5%	16.2%	14.2%	23.3%	24.7%
活動をしたことはないがしてみたい	11.7%	5.6%	9.2%	13.3%	14.9%	18.0%	12.0%	6.8%	3.1%
活動をしたことはない	59.2%	38.9%	64.2%	70.8%	65.6%	55.1%	57.9%	50.0%	46.4%
無回答	2.6%	5.5%	0.9%	0.5%	0.5%	1.1%	2.6%	3.0%	15.5%

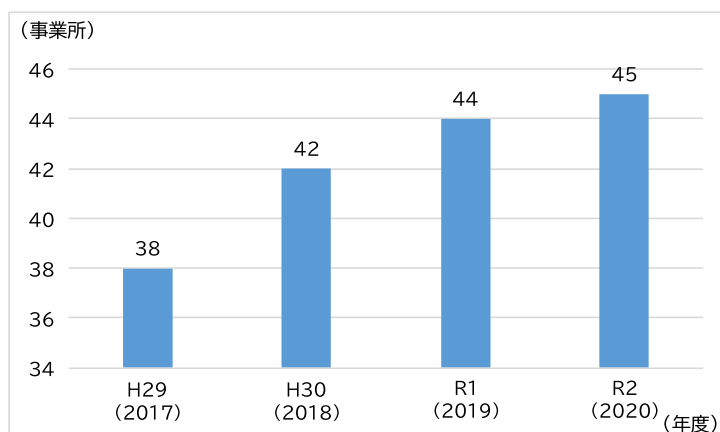
出典:平成30年度市民意識調査

表 12 市民意識調査による「年代別にみたボランティア・NPO・市民活動」に関する割合

## 4 事業者

【定義】 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人

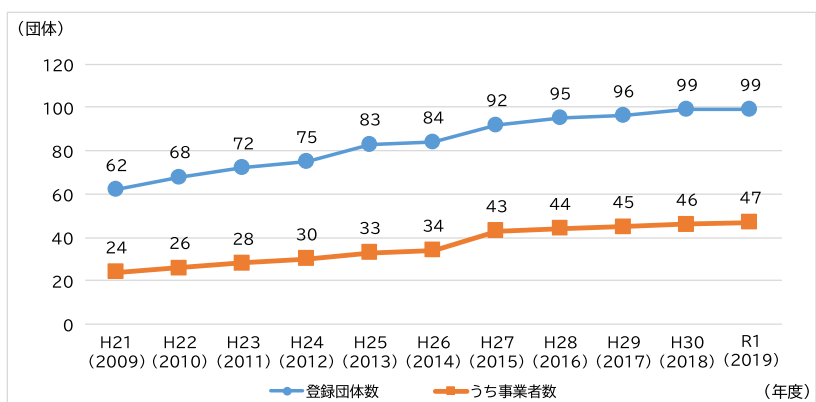
本市では、多くの事業者が、地域において、製品の製造やサービスの供給、雇用の創出といった事業活動を営んでいます。また、地域貢献活動を事業活動の一つとして実施する事業者が増えています。一例としては、孤立死及び孤独死の発生の未然防止や、行方不明になる恐れのある認知症高齢者の早期発見、地域での異変の通報などを目的とした地域見守り活動に関する包括協定が挙げられます。令和2年(2020年)10月1日現在で、協定締結事業所数は、45事業所となり、それぞれの事業活動の特性を生かした地域活動を行っています。また、市内には、地域貢献の手法として、社員のボランティア活動を重視する事業者も増えています。活動内容としては、公園や河川の草取り、交通立哨など多岐に渡っています。このほか、身近な環境美化の取組として、公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム)に参加する事業者も増加しています。今後は、事業者が、地域の一員として、課題を共有し、特性を生かしながら、まちづくりや地域づくりに参画、連携できるような取組が必要です。



出典:大府市調

令和2年10月1日現在

図 15 地域見守り活動に関する包括協定書締結事業所



出典:大府市調

各年度末時点

図 16 公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム)登録団体

## 5 市

市は、地域の課題に対して、主体的な役割を果たす責務がありますが、市が単独で実施するよりも、更に高い効果が期待される場合は、協働による取組を積極的に推進します。そのためには、多様な主体をつなぐコーディネーター<sup>15</sup>としての役割も重要です。また、協働のパートナーとしての地域組織や市民団体、事業者などの活動が継続、発展できるよう環境整備に努める必要があり、様々な相談への対応、情報発信及び運営支援など、幅広い活動の支援を行います。

協働のまちづくりのきっかけとして、市民が身近な公民館を始めとした地域施設を積極的に活用し、様々な事業を協働で推進できるよう、活動の場や機会の提供及び担い手のマッチングを始めとした連携事業を推進します。

---

15 様々な要素を統合したり、調整したりして、一つにまとめあげる係。活動を行う市民や団体の相談、サポート、情報提供の役割や、連携を希望する団体の仲介やサポートを行う役割を担う人

## 第5章 市の施策

### 1 施策の体系

目指すまちの将来像を実現するため、基本方針を提示します。また本指針では、基本方針に基づき、新たな取組（プラスワン事業）を実施するとともに、重点プロジェクトとして、3つの横断的テーマに基づく事業を実施します。

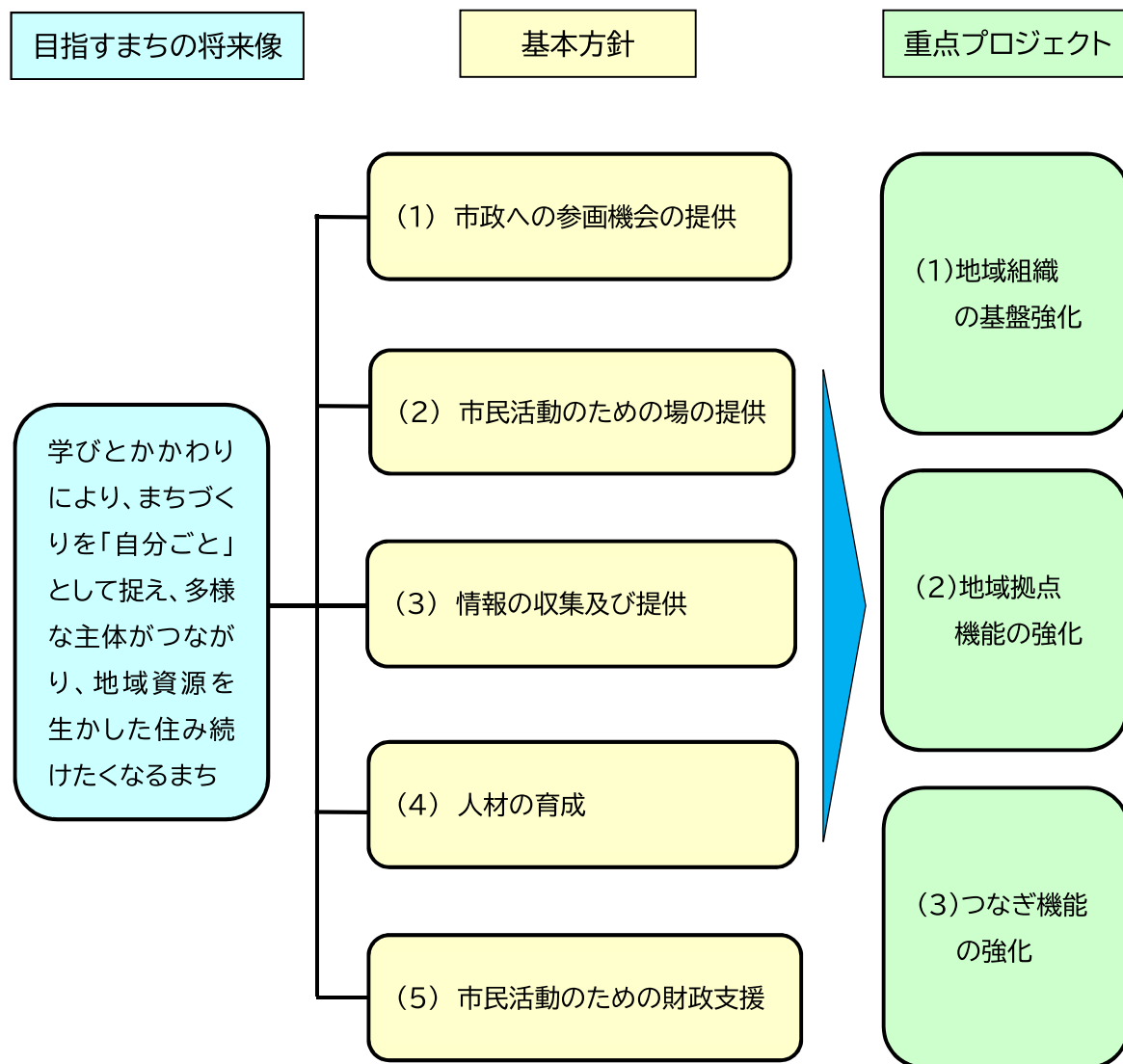


図 17 施策体系図

## 2 基本方針

### (1) 市政への参画機会の提供

広く市民の声を聴き、市政に反映するため、市民意見公募制度（パブリックコメント）や審議会委員の公募などにより、市民参画機会の提供を進めます。

また、本市のみで行うよりもより高い効果が得られるよう、大府市事業提示型協働事業などにより、地域の課題解決を市民との協働で進めます。

#### 【これまでの取組】

##### ○大府市事業提示型協働事業

市の事業のうち、市民との協働で実施することで、効果が高まると期待される事業をメニュー方式で提示したもの中から、団体が選択し、実施する事業です。

#### 【新たな取組(プラスワン)】

##### ○地域未来会議「Will」

市民や自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、大府市社会福祉協議会などが、一体となって、共通のテーマで議論する会議（ワークショップ）を開催します。テーマは、防災、防犯、環境、地域福祉など、地域で共有し、自分ごととしてできることを話し合います。

### (2) 市民活動のための場の提供

市民が、様々な活動に参加するきっかけづくりができるよう、市民活動の支援拠点である大府市民活動センター（コラビア）や地域拠点である公民館、児童（老人福祉）センターなどとの連携を強化し、情報提供、相談、マッチングなどの活動支援機能の充実を図ります。また、共通の目標を持つ NPO・ボランティアが適切に連携・協力できるよう、コラビアの機能を活用して情報提供を推進するとともに、市民が気軽に活動を始めることができるよう、大府市公共施設養子縁組制度（アダプトプログラム）への参加を促進します。

#### 【これまでの取組】

##### ○大府市民活動センター（コラビア）

市民活動に関する相談や市民・団体をつなげるマッチング、情報の収集・提供を行う活動拠点となっています。施設には、会議室や印刷室、団体活動室、交流スペース、料理室を備えています。

##### ○公民館・児童（老人福祉）センター

市内の公民館、児童（老人福祉）センターなどの地域施設には、施設を活動拠点とする利用団体があり、施設主催の事業のほか、地域組織や団体の活動の場としての機能を有しています。また、講座を通して、グループや仲間づくりの場となっています。

##### ○大府市公共施設養子縁組制度（アダプトプログラム）

アダプト（ADOPT）とは、英語で「養子にする」という意味で、公共の道路や河川、公園などを養子にみたと、愛情を持って清掃美化する活動を支援する制度です。

#### 【新たな取組(プラスワン)】

##### ○新たな交流の場・機会の創出

地域での活躍や交流の場として、全世代型サロンや子ども食堂を開催し、地域住民や事業者、若者との交流ができる仕組みをつくります。

### (3) 情報の収集及び提供

市民や団体同士が活動に対する情報を共有するため、幅広く地域課題や地域資源、人材などの情報を収集するとともに、情報を必要とする人に情報提供ができる仕組みをつくります。

#### 【これまでの取組】

##### ○大府市民活動支援サイトの運営

市民活動団体に関する情報を、団体と市民が双方から収集・発信することができる交流の場を、ウェブサイト<sup>16</sup>上で提供しています。

#### 【新たな取組(プラスワン)】

##### ○大府市民活動支援サイトのリニューアル及び機能追加

ウェブサイトを中心とした情報提供だけでなく、SNS、スマートフォンなどの各種アプリケーション<sup>17</sup>を活用した会議の場を提供します。

### (4) 人材の育成

市民が、地域の課題を「自分ごと」として捉え、市民活動への参加のきっかけとなるよう、イベントや講座などで市民活動に関するPRを行います。

#### 【これまでの取組】

##### ○講座、イベント

市民活動やボランティアのスキル向上を図る目的で、スキルアップ講座や車座集会を開催しています。また、市民とNPO法人や市民活動団体との出会いの場をつくる目的で、コラビア交流会を実施しています。

#### 【新たな取組(プラスワン)】

##### ○まちづくりの人材育成講座

これからのまちづくりに必要な人材を育成するため、若者や現役世代を対象とした講座・会議の開催や団体の活動に参加し、体験できる機会を創出します。

---

16 インターネットの標準的な情報提供システムであるWWW(ワールドワイドウェブ)で公開されるウェブページの集まりのこと。

17 一般的にはアプリと呼ばれるが、正式にはアプリケーションソフトウェアのこと。

## (5) 市民活動のための財政支援

自治区による活動やコミュニティによる地域住民の交流事業を円滑に実施することができるように、補助を実施します。

また、大府市協働のまちづくり推進基金（ひとまちおうえん基金）を活用した、大府市協働企画提案事業や大府市 NPO 法人立ち上がり支援事業により、市民活動団体への財政支援や、市内で活動する NPO 法人の立ち上がり支援を実施します。

### 【これまでの取組】

#### ○大府市協働のまちづくり推進基金（ひとまちおうえん基金）

市民や事業者からの寄付に対し、その同額を市も基金に積み立てる「マッチングギフト<sup>18</sup>」方式を採用しています。大府市協働企画提案事業や大府市 NPO 法人立ち上がり支援事業の原資として、活用しています。

#### ○大府市協働企画提案事業

市民から事業の企画・提案を公募し、書類審査及び公開審査による選考を行い、適当と認められた場合に、事業に必要な経費の一部を市が交付する制度です。

#### ○大府市 NPO 法人立ち上がり支援事業

協働の担い手となる NPO の育成、法人化に向けての財政支援を行うための制度です。書類審査及び公開審査による選考を行い、適当と認められた場合に、事業に必要な経費の一部を市が補助します。

### 【新たな取組(プラスワン)】

#### ○市民活動に向けた民間資金調達の支援

市民活動に必要な資金を調達するため、クラウドファンディング<sup>19</sup>を始めとする民間資金の調達方法などに関する講座の開催やクラウドファンディングの利用方法に関する事務手続などを支援します。

---

18 企業や団体が個人から義援金などの寄付を募る際に、集まった金額に一定比率の上乗せをしてから、総額を寄付する方法

19 クラウド(crowd、群衆)とファンディング(funding、資金調達)をあわせた造語で、ある目的のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金を集めること。



### 3 重点プロジェクト

本指針の実現に向けて、重点プロジェクトに取り組みます。重点プロジェクトとして、地域組織の基盤強化、地域拠点機能の強化、つなぎ機能の強化の3点を掲げ、まちづくりや地域課題の解決に新たな担い手が参加できる仕組みの構築を目指します。

#### (1) 地域組織の基盤強化

地域にある自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者が、地域の課題を解決するために、共通の話し合いの場を通して、課題や目標を共有することで、連携・協力し、お互いのできることから始める持続可能な地域づくりのためのプラットフォームづくりを進めます。

#### (2) 地域拠点機能の強化

地域拠点である公民館、児童（老人福祉）センターなどについては、市民の身近な施設として、従来の生涯学習や防災の機能を維持するとともに、市民の困りごと相談の窓口機能や地域課題の解決機能の強化を図ります。また、地域活動の新たな担い手の育成、地域資源の掘り起こし、多様な市民や団体のかかわりづくりを支援するほか、市役所機能を補完する地域拠点となるような仕組みを検討します。公民館職員については、地域担当職員と位置付け、ファシリテーション<sup>20</sup>、コーディネート<sup>21</sup>能力などの向上を図ります。

#### (3) つなぎ機能の強化

持続可能なまちづくりのためには、多様な主体がつながることが重要です。これまでは、想定されていなかった様々な分野に関わる人を始め、新たな担い手として期待される事業者、若者、現役世代と地域で活動する組織や団体がつながる仕組みづくりを進めます。

### 4 新型コロナウイルス感染症への対応

市民や団体などが、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を習得するため、情報収集及び情報提供を行います。また、公民館などが実施する講座やイベントについては、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、「新しい生活様式」の実践例としての3密（密集、密接、密閉）を避けるルールを徹底するほか、オンライン講座の開催などを実施します。

---

20 会議などでグループ活動が円滑に行われるように、中立的な立場から支援を行うこと。

21 各部を調整し、全体をまとめること。活動を行う市民や団体の相談、サポート、情報提供を行い、連携を希望する団体の仲介やサポートを行うこと。

## 5 指針の進行管理

本指針の基本方針及び重点プロジェクトを着実に、かつ効果的に推進するためには、取組状況を点検・評価し、その結果に基づき改善する仕組みが必要です。そのためには、行動計画（アクションプラン）を策定し、大府市協働推進委員会<sup>22</sup>において、活動状況の把握や成果の検証などの進行管理を行います。

## 6 指針の見直し

本指針については、社会経済の情勢及び関連計画などの状況を踏まえ、必要に応じて、改善及び見直しを行います。

---

22 「大府市協働のまちづくり推進条例」に基づき平成 19 年（2007 年）に設置。協働のまちづくりの推進に関し必要な事項の調査・審議を行うとともに、「協働のまちづくり推進のための指針」に基づく施策などを検討する組織

## 資料編

### 1 条例・規則

#### ○大府市協働のまちづくり推進条例

平成 18 年 3 月 28 日大府市条例第 2 号

#### 大府市協働のまちづくり推進条例

時代の変化とともに市民の生活様式や価値観は多様化し、生きがいや心の豊かさが感じられる地域社会の創造が求められています。

ますます多様化する市民の思いに対応するためには、市がすべてを担うのではなく、地域で生活し、活動している多様な主体が担い手となって、それぞれの存在意義を理解し、尊重しあいながら、連携、協力し、適切な関係を築く中で、まちづくりを進めていくことが重要です。

私たちのまちには、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市がそれぞれ協力し、支え合う「協働」の精神が芽生えています。

いまこそ、この精神を市民の理解のもとに育み、まちづくりの基本とし、地域の力が十分に発揮される「協働」のまちづくりを進めることが必要です。

ここに、「協働」により、心豊かに生き生きと暮らせる「健康都市」を築くため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、協働のまちづくりの推進を図り、魅力と活力ある地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、相互の立場及び特性を認識し、かつ、尊重しながら共通の目的を達成するために協力することをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的に参加して自発的に行う地域社会に貢献することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 自治会・コミュニティ 一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (5) NPO 社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。
- (6) ボランティア 社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。

(7) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進しなければならない。

(1) 相互の活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(2) 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。

(3) 相互に必要な情報を提供し、共有すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考えて自ら行動するとともに、各地域の自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加し、身近な地域の課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

(自治会・コミュニティの役割)

第5条 自治会・コミュニティは、地域の特色を生かした自治会・コミュニティ活動の充実に努めるとともに、当該地域内の市民に対し自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加するよう働きかけるものとする。

2 自治会・コミュニティは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

(NPO・ボランティアの役割)

第6条 NPO・ボランティアは、自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 NPO・ボランティアは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の NPO・ボランティア、自治会・コミュニティ、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、協働のまちづくりを推進するための環境整備に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、広く市民等の意見を求め、協働のまちづくりに関する働きかけに対し適切に対処するものとする。

(市職員の役割)

第9条 市職員は、自らも市民であることを自覚し、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民の役割を果たすよう努めるものとする。

2 市職員は、市民等の連携を促し、それぞれの力を最大限に発揮するために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

(市の施策)

第 10 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市政への参画機会の提供に関する事。
- (2) 市民活動のための場の提供に関する事。
- (3) 情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 人材の育成に関する事。
- (5) 市民活動のための財政支援に関する事。
- (6) その他協働のまちづくりの推進に必要な事。

(大府市協働推進委員会)

第 11 条 この条例に基づく協働のまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年9月 29 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○大府市協働推進委員会規則

平成 18 年 3 月 28 日大府市規則第 5 号

### 大府市協働推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大府市協働のまちづくり推進条例(平成 18 年大府市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 11 条第 3 項の規定に基づき、大府市協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語であって、条例において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関し必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進のための指針に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自治会・コミュニティの代表者
- (3) NPO の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第 7 条 委員会の運営に関し指導又は助言を得るため、委員会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、市民活動に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民協働部協働推進生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日規則第37号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 指針の策定体制

### ○大府市協働推進委員会

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	中村 直也	総合ボランティアセンター運営委員会委員長
副委員長	天野 美恵	タツミ化成株式会社取締役
委員	藤井 正	公募委員
委員	野川 桃江	公募委員
委員	深谷 太真彦	森岡自治区長
委員	山川 陽子	大府コミュニティ推進協議会
委員	鈴木 登紀子	NPO法人愛知ネット
委員	深谷 亮柄	大府青年会議所副理事長
委員	山内 健次	大府市副市長
助言者	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授

### ○事務局

氏名	所属等
玉村 雅幸	市民協働部長
中村 浩	市民協働部 協働推進生涯学習課長
古田 功治	市民協働部 協働推進生涯学習課 付主査
小柴 明雄	市民協働部 協働推進生涯学習課 協働推進係長
久野 義鎮	市民協働部 協働推進生涯学習課 生涯学習係長
三川 菜摘	市民協働部 協働推進生涯学習課 協働推進係主事



### 3 策定経過

#### ○大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳの策定経過

日 時	内 容
令和2年(2020年)5月27日(水)	第1回協働推進委員会 指針Ⅲの説明、構成について
7月29日(水)	第3回協働推進委員会 指針Ⅳの考え方、構成、策定スケジュールについて
11月18日(水)	第4回協働推進委員会 指針Ⅳ(案)について
12月19日(土) ～ 令和3年(2021年)1月19日(火)	パブリックコメント
3月14日(日)	第5回協働推進委員会 指針Ⅳについて

## 4 参考資料

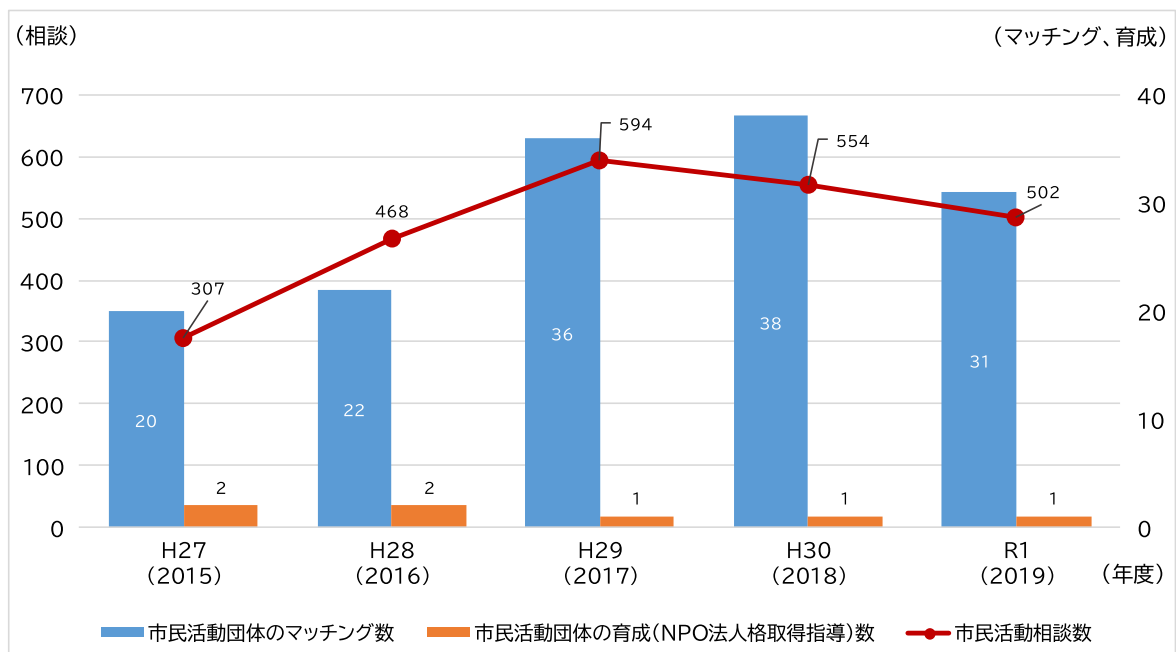
### (1)協働事業

#### ○大府市事業提示型協働事業

担当課	事業名・事業内容	実施団体
危機管理課	地域交通安全意識向上のためののぼり旗掲出事業 のぼり旗により、広く住民の交通安全意識の向上を図るとともに、掲出作業を通じて、地域の交通安全を守る当事者としての意識を高める	10自治区
危機管理課	地域防犯意識向上のためののぼり旗掲出事業 のぼり旗により、広く住民の防犯意識の向上を図るとともに、掲出作業を通じて、防犯への関心を高める	10自治区
消防署	街頭消火器点検による地域防火意識向上事業 街頭消火器の点検を通じて、消火器の位置情報及び使い方を住民に周知し、防火意識の普及向上を図る	10自治区
消防署	普通救命講習会支援事業 普通救命講習会での消防署員の補助として実技指導を行うことで、応急手当の普及啓発及び救命率の向上を図る	NPO法人 (ネットワーク大府・さわやか愛知)
農政課	辰池周辺環境整備保全事業 辰池の堤防機能の保全と環境整備の美化を行うことで、地域環境の美化を地域自らの力で行う意識の向上を図る	北尾自治会
青少年女性課	外国人児童向け家庭学習支援 日本語を必要とする外国人児童に家庭学習の支援を行うことで、日本語を学び、宿題をすることを目的とする	クリアンサの会

令和2年4月1日時点

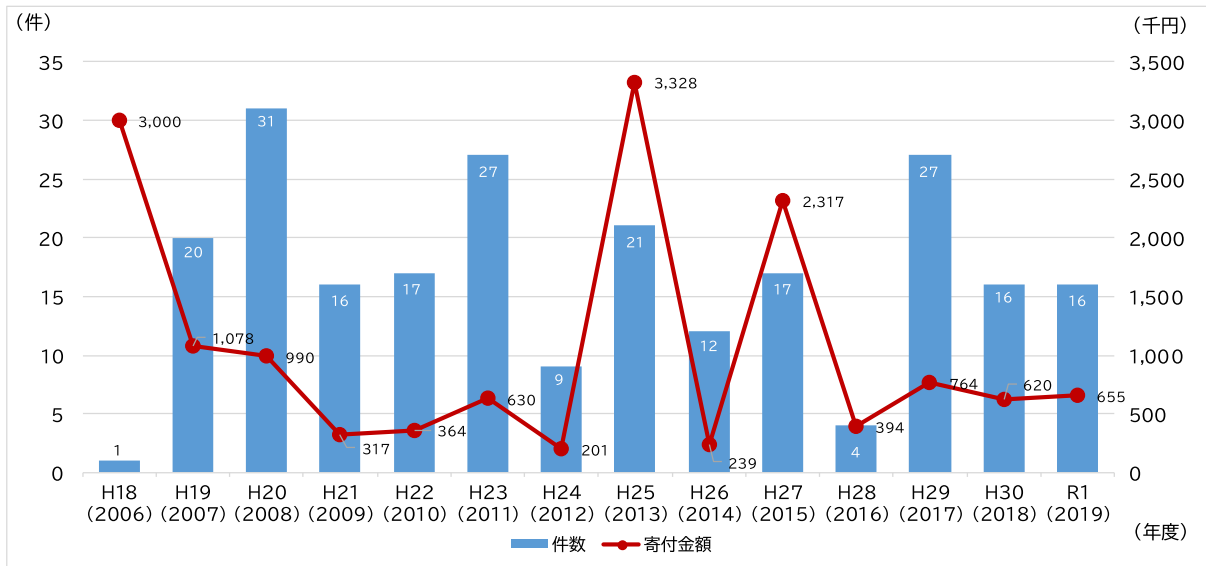
#### ○大府市民活動センター(コラビア)の事業実績



出典:大府市調

各年度末時点

## ○大府市協働のまちづくり推進基金の寄付金額実績



出典：大府市調

各年度末時点

## ○大府市協働企画提案事業実績

年度	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
団体数	5	4	6	7	6	4	2
補助額(円)	997,300	814,000	996,000	997,000	998,000	817,000	309,000
団体名	①みらいっこ						
	②境川自然を考える会						
	③大府緑化推進研究会						
	④森岡自治区(2事業)						
	⑤子育てひろば						
	⑥うちエコにこにこの森						
	⑦子ども文化交流会						
	⑧ナチュラル・リターンクラブ						
	⑨大府市ユースウインドオーケストラ						
					⑩おおぶ地域ねこの会		
					⑪おおぶ菜の花クラブ		
					⑫HareBare(晴れ晴れ)		
					⑬One&One		
						⑭ENサンクチュアリグループ	
							⑮オニオンクラブ

年度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
団体数	6	4	4	2	4	3	2
補助額(円)	784,000	683,541	616,000	175,000	677,000	840,000	480,000
団体名	⑮オニオンクラブ						
	⑯大府おもちゃ病院						
	⑰ふるさとガイド おおぶ						
	⑱絵本サークルぼっかぼか						
	⑲子育て支援サークルあそびのいっぼ						
	⑳小さなコンサートを届ける会						
			㉑大府学研究会				
				㉒大府子ども食堂 ふれあい食堂			
					㉓大府つなぐママの会		
					㉔みらいっ子育て 応援実行委員会		
						㉕おさんぼや なないろ	
						㉖ファミリーフェスタ実行委員会	
							㉗いただきまんぶく 食堂

出典：大府市調

令和2年10月1日現在

## ○大府市 NPO 法人立ち上がり支援事業実績

年度	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
団体数	1	3	3	3	1	1	1
補助額(円)	300,000	900,000	900,000	730,000	45,000	210,000	300,000
団体名	①はっぴいわん大府 (保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全)						
		②ミューヴらん・おおぶ (男女共同参画)					
		③みらいっこ (子どもの健全育成、保健・医療・福祉、 まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ)					
				④かざぐるま会 (保健・医療・福祉、職業能力・雇用機会)			
							⑤東知多菜の花 プロジェクト (まちづくり、観光、 環境保全)

年度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
団体数	2	2	1	2	2	0	1
補助額(円)	542,000	450,000	300,000	480,000	400,000	0	287,000
団体名	⑤東知多菜の花プロジェクト (まちづくり、観光、環境保全)						
	⑥リハビリテーションビレッジ (保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり)						
			⑦わかち・つむぎあい (保健・医療・福祉、社会教育、学術・ 文化・芸術・スポーツ)				
				⑧TRILL (学術・文化・芸術・スポーツ、 子どもの健全育成)			
							⑨まなびサポート大 府(子どもの健全育 成、社会教育、 まちづくり)

出典:大府市調

令和2年10月1日現在

## (2)地域づくり

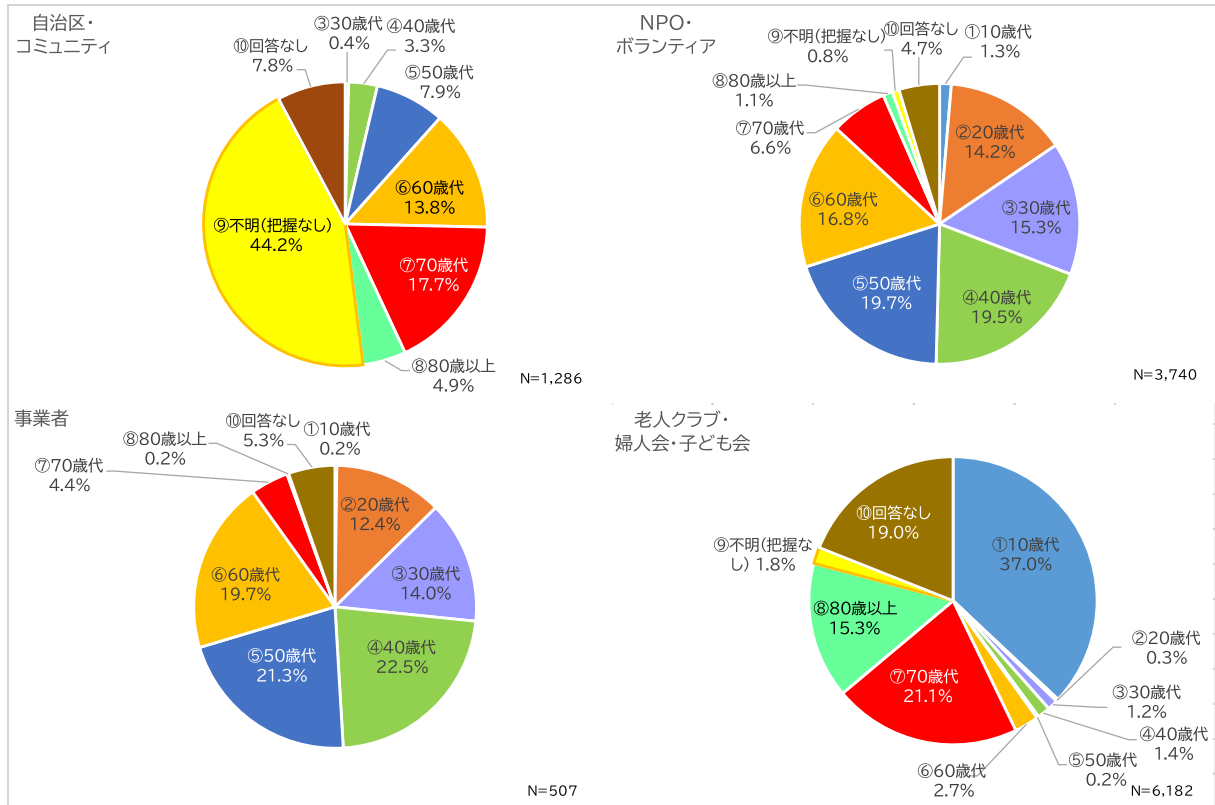
### ○自治区加入世帯率

自治区名	全世帯数	加入世帯数	自治区加入世帯率
大府	7,478	4,060	54.3%
石ヶ瀬	4,454	2,501	56.2%
横根	2,108	1,395	66.2%
横根山	2,381	1,217	51.1%
北崎	1,823	1,267	69.5%
共和西	5,869	3,250	55.4%
共和東	5,992	2,527	42.2%
長草	2,885	1,361	47.2%
吉田	3,887	2,624	67.5%
森岡	2,637	2,372	90.0%
計	39,514	22,574	57.1%

出典:大府市調

令和元年度末時点

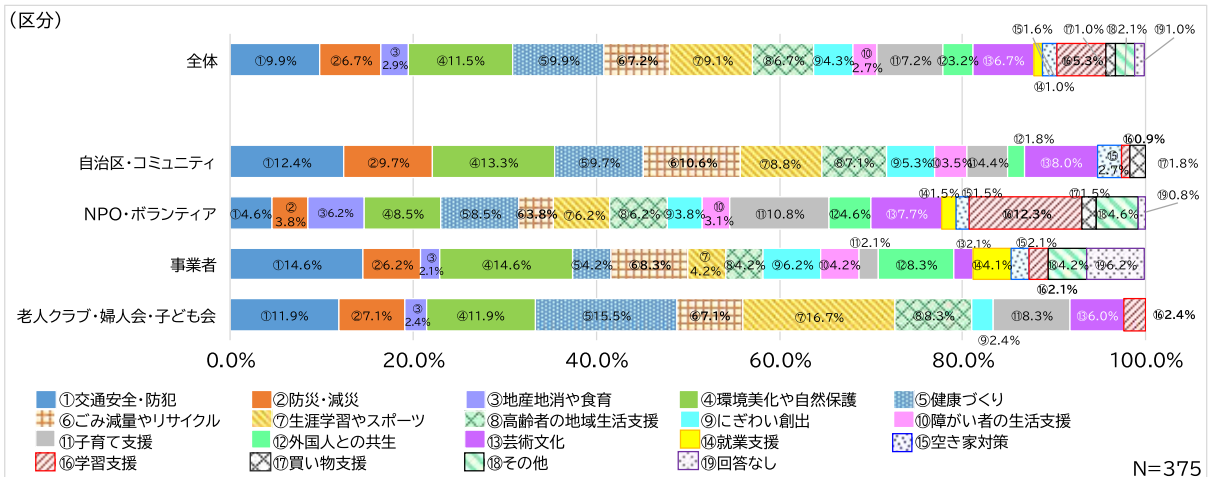
## ○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会で活動する市民の年齢層



出典: 大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート<sup>23</sup> 結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

## ○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の社会貢献活動・地域活動の分野

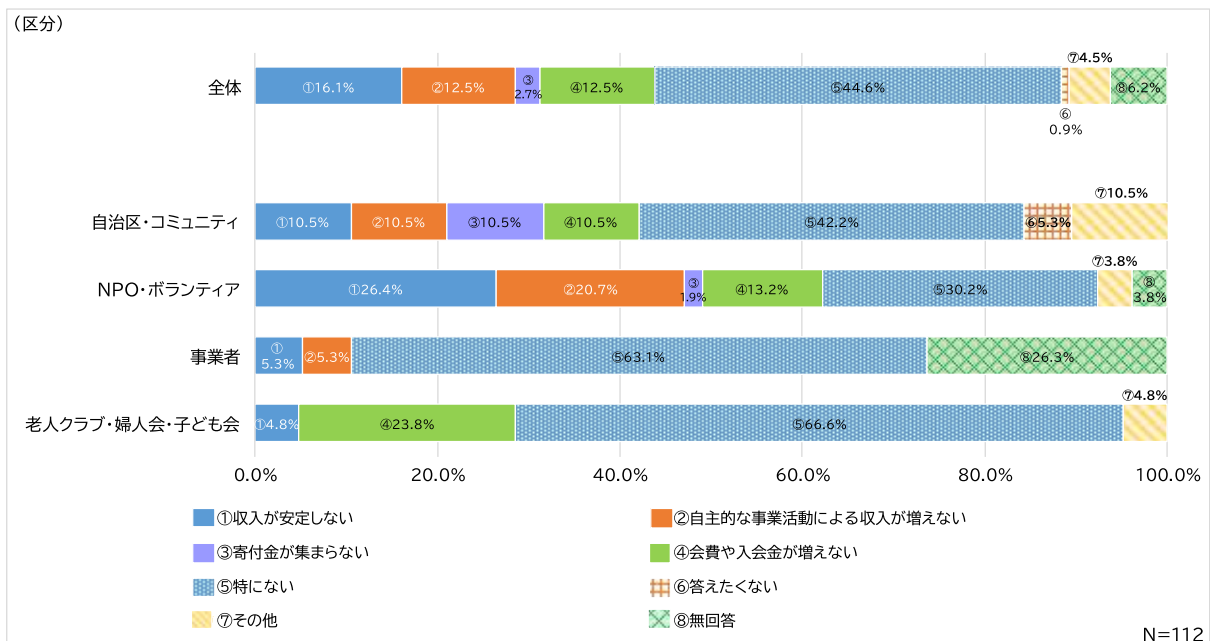


出典: 大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

23 自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会に、現在の活動状況や課題、「協働によるまちづくり」やコラビア・公民館への考えを聞き、指針の参考にするを目的に実施した調査

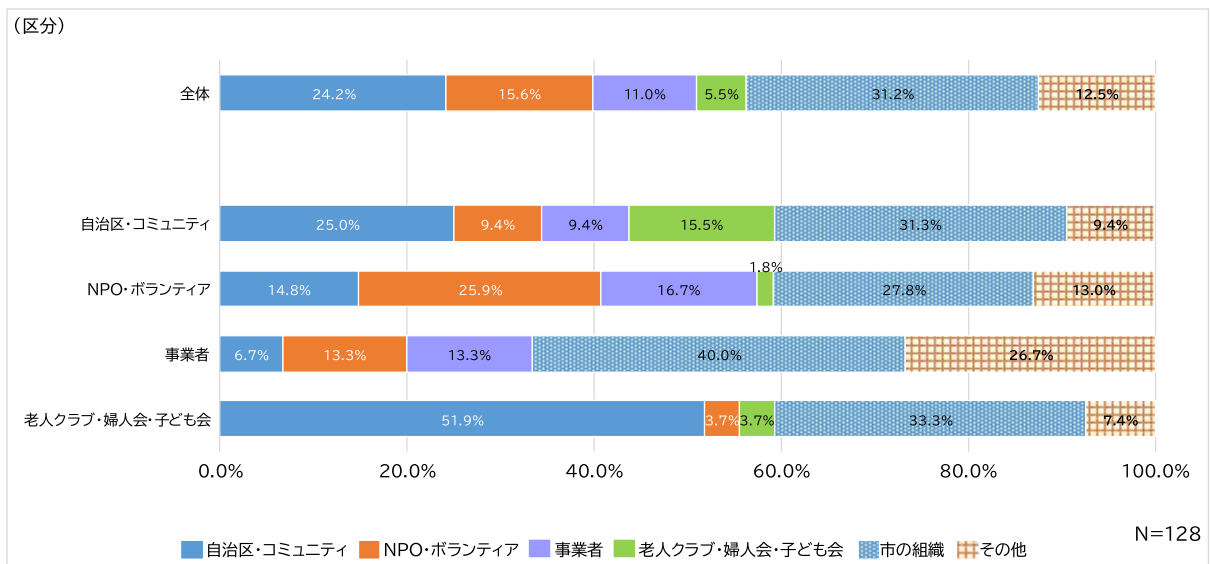
## ○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の収入に関する課題



出典：大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

## ○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会のまちづくり・地域づくり活動における連携状況



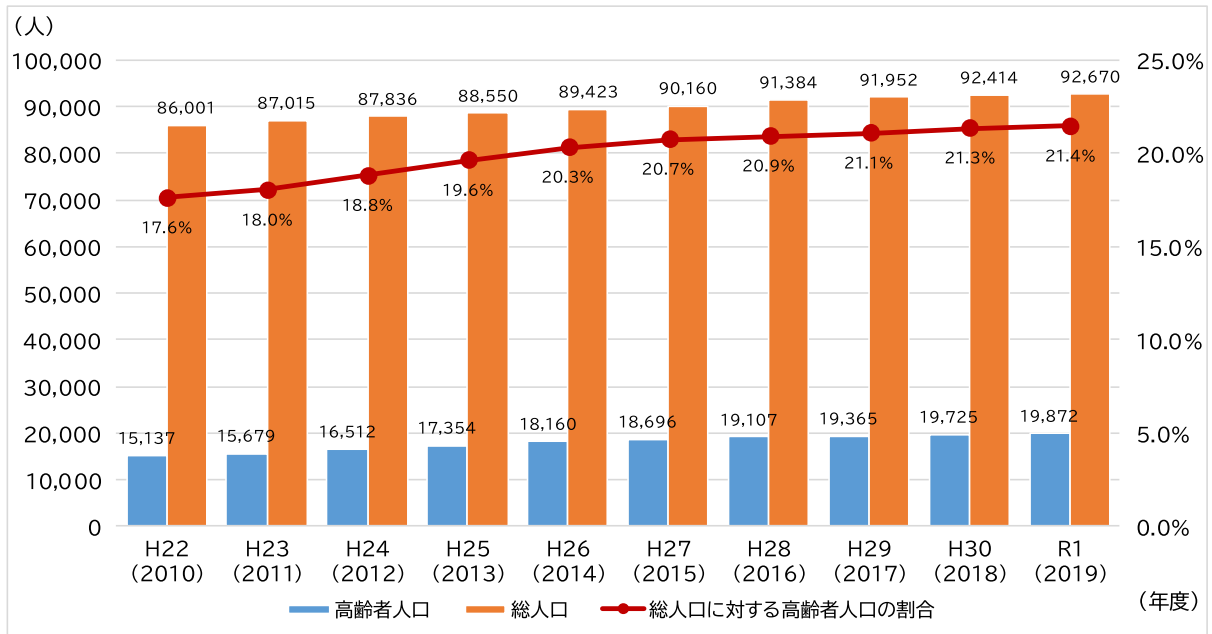
出典：大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在



### (3)福祉・子育て

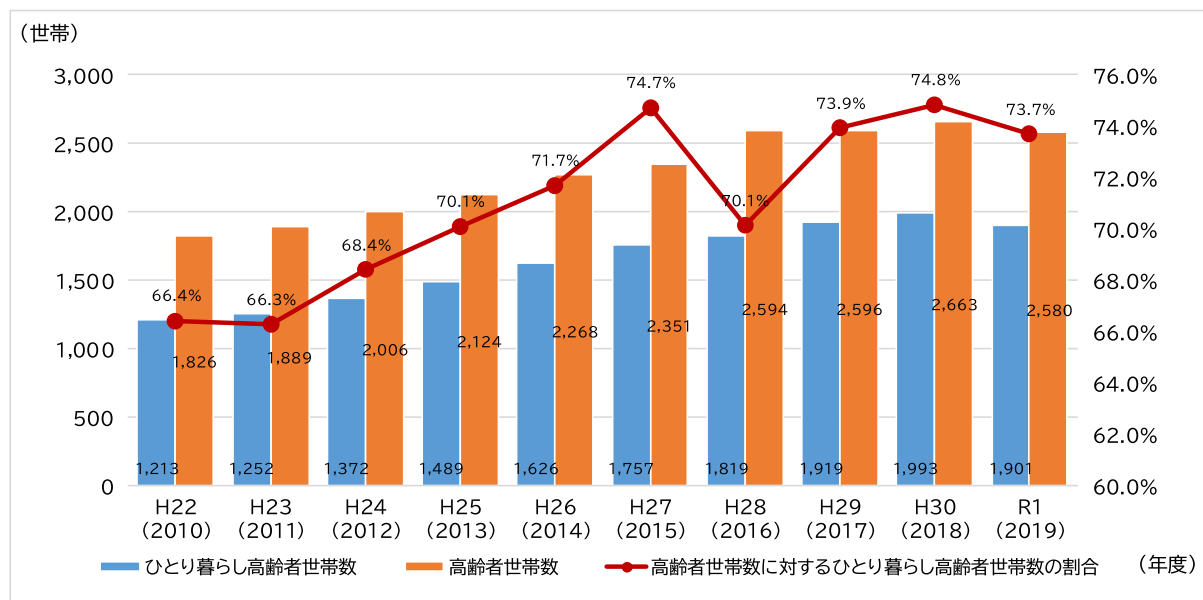
#### ○高齢者人口



出典:大府市調

各年度末時点

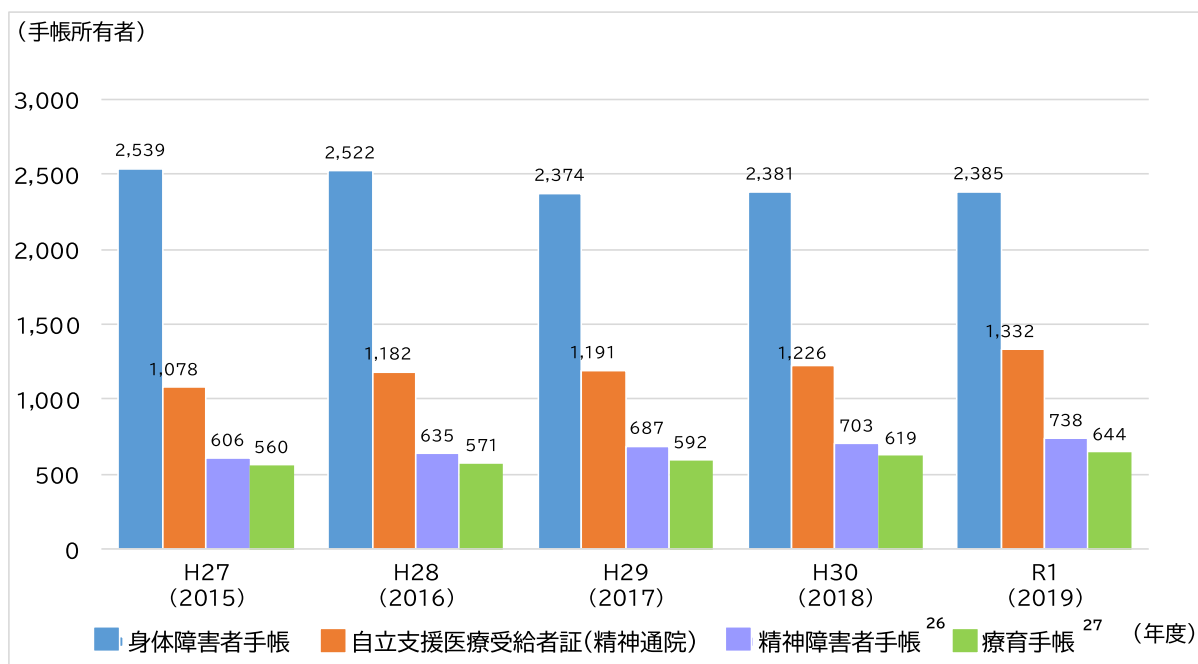
#### ○ひとり暮らし高齢者数、高齢者世帯数及び高齢者世帯に対するひとり暮らし高齢者世帯の割合



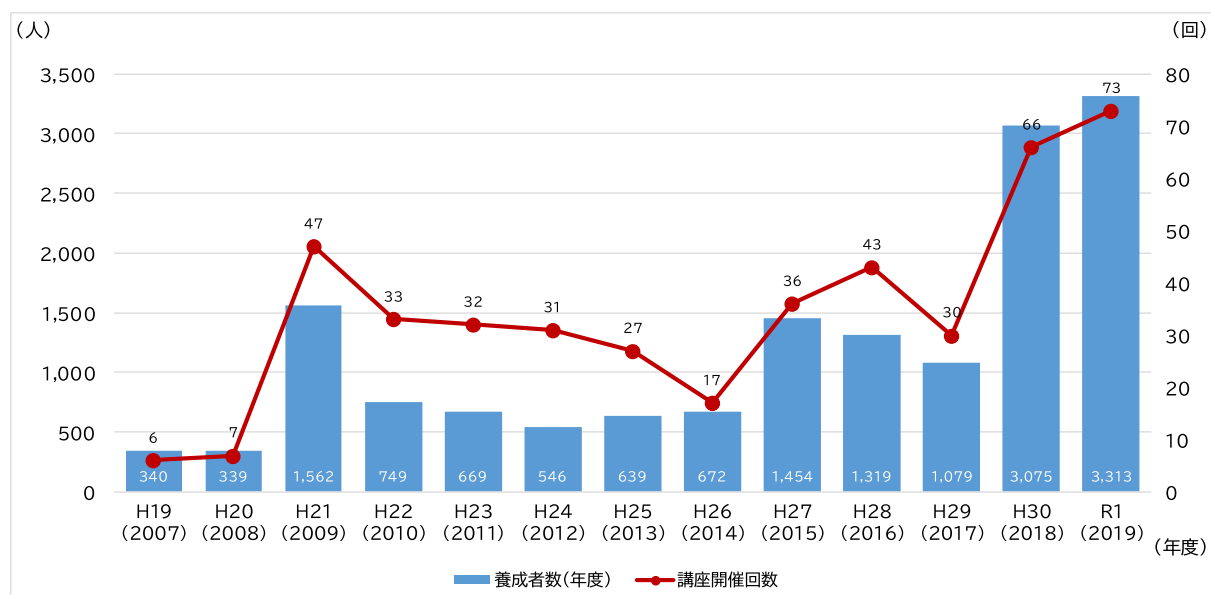
出典:大府市調

各年度末時点

## ○身体障害者手帳<sup>24</sup>などの所持者と自立支援医療受給者証<sup>25</sup>の交付状況



## ○認知症サポーター<sup>28</sup>養成者数及び講座開催回数



24 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳

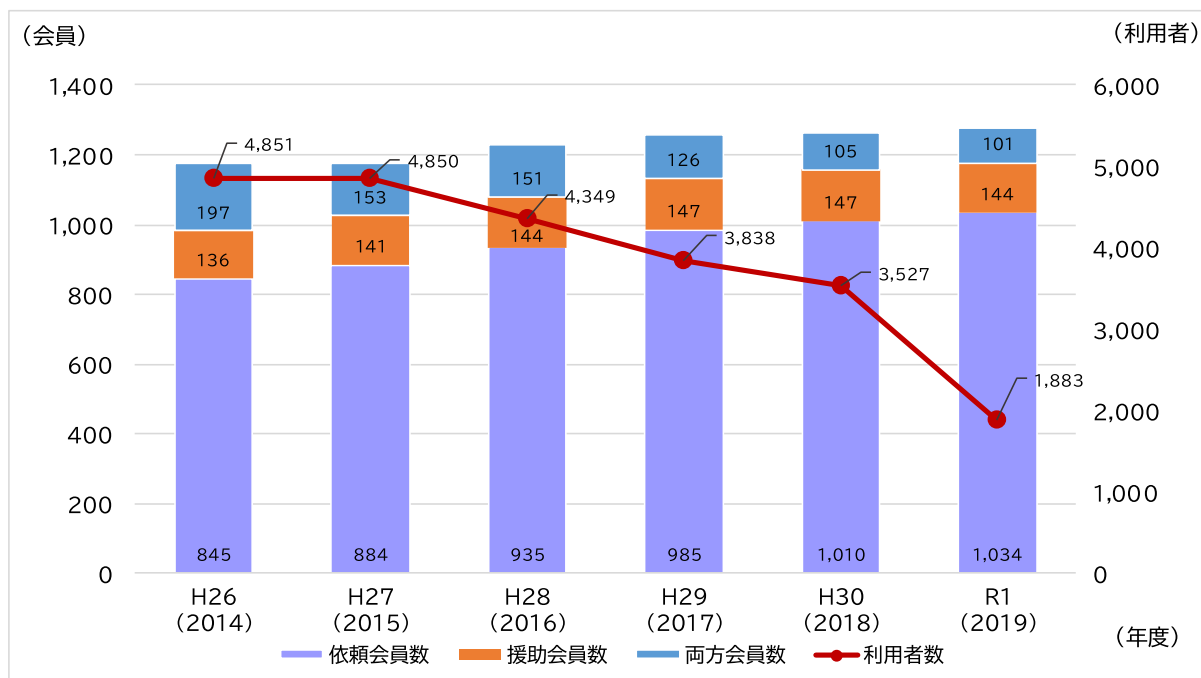
25 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担をうける証書

26 一定程度の精神障がいの状態にあることを認定された方に交付される手帳

27 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳

28 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するサポーター

## 〇おおぶファミリー・サポート・センター<sup>29</sup>利用状況の推移



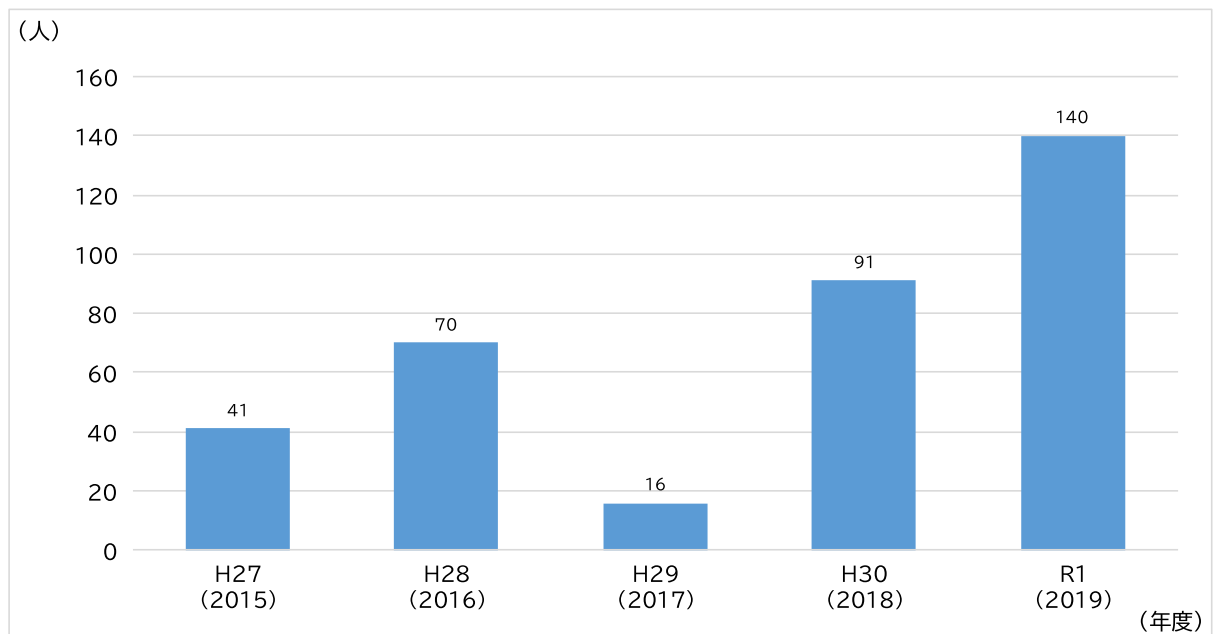
出典：大府市調

各年度末時点

29 子育ての援助を受けたい方(依頼・両方会員)と子育ての援助を行いたい方(援助・両方会員)が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織

#### (4)生涯学習

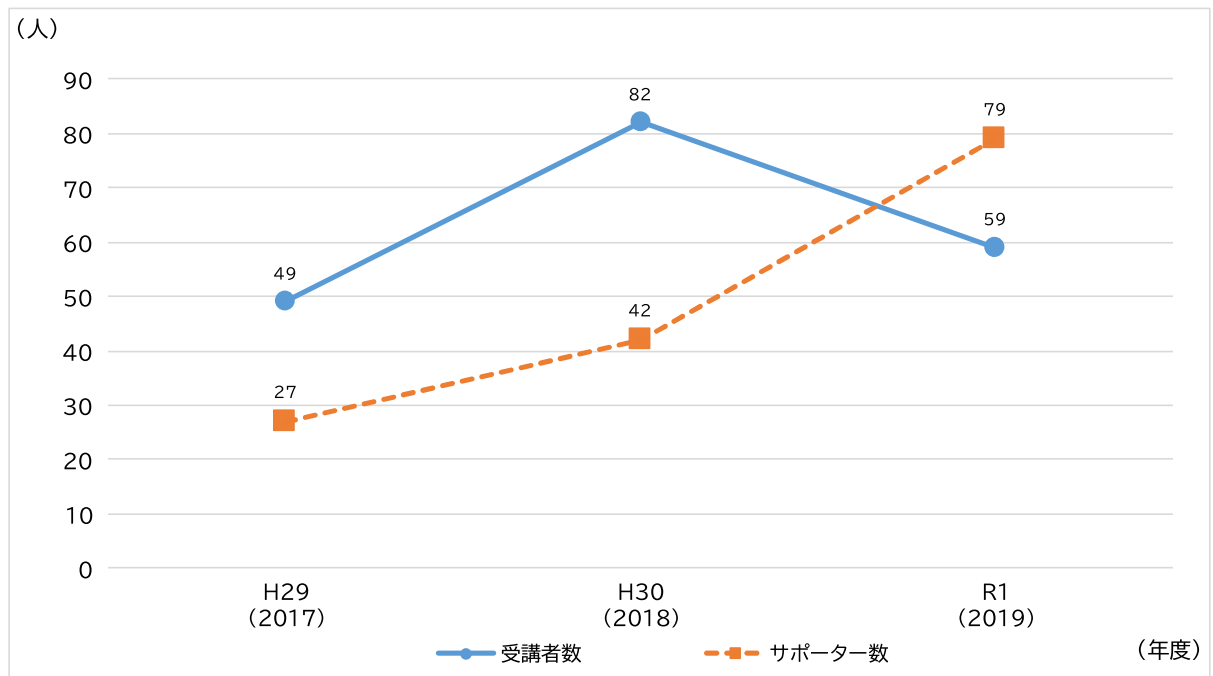
##### ○公民館における小中学生を対象にしたボランティア講座受講者数



出典:大府市調

各年度末時点

##### ○中学生学習支援事業「まなポート」<sup>30</sup>受講者数及びサポーター数の推移

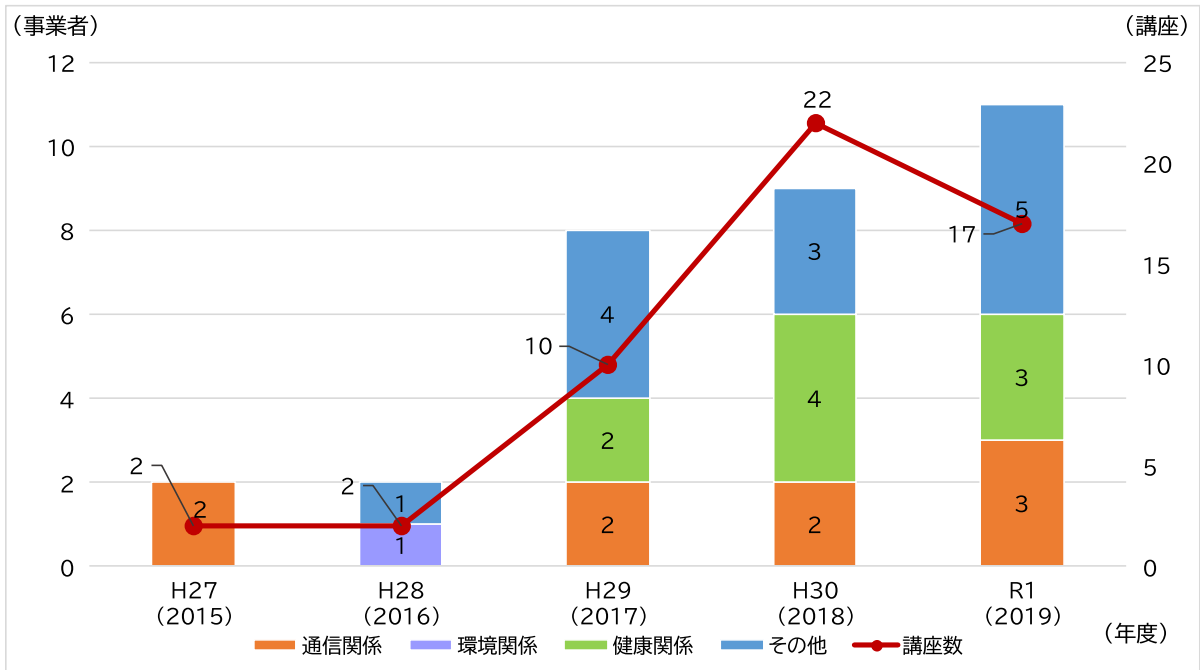


出典:大府市調

各年度末時点

30 学習の習慣付けを行うことにより、「生きる力の醸成の一助」とするとともに、地域で生徒の成長を支える仕組みを構築することを目的とする事業

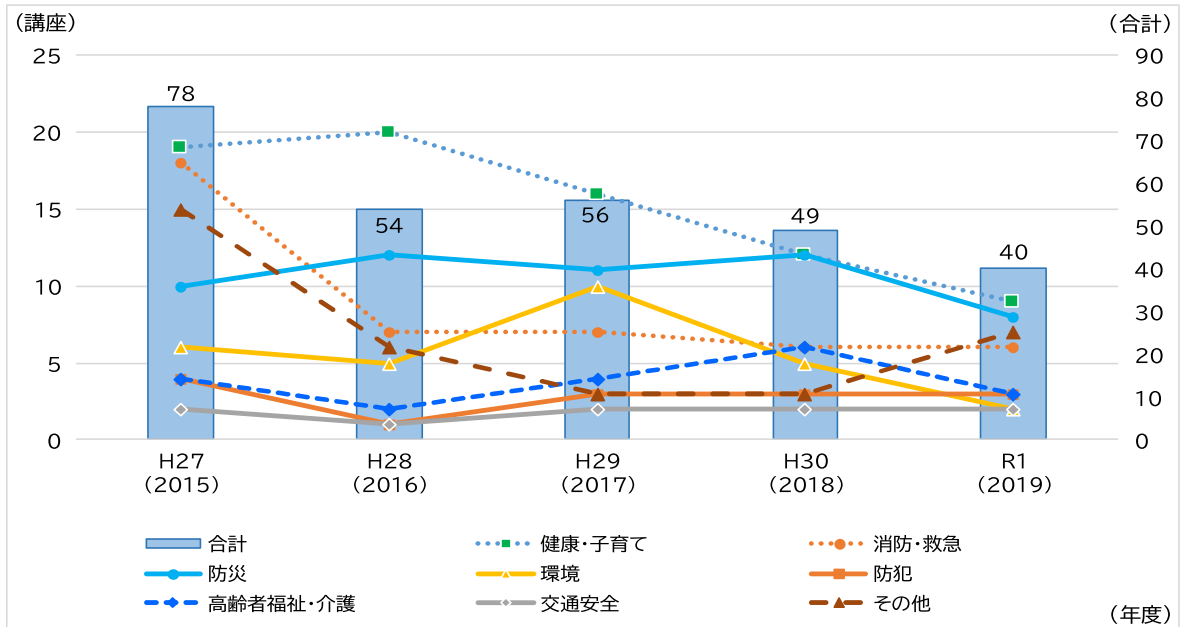
### ○公民館実施のハイカラプラス<sup>31</sup>(企業連携講座)への協力事業者数



出典:大府市調

各年度末時点

### ○健康都市おおぶ出前講座<sup>32</sup>の実施状況



出典:大府市調

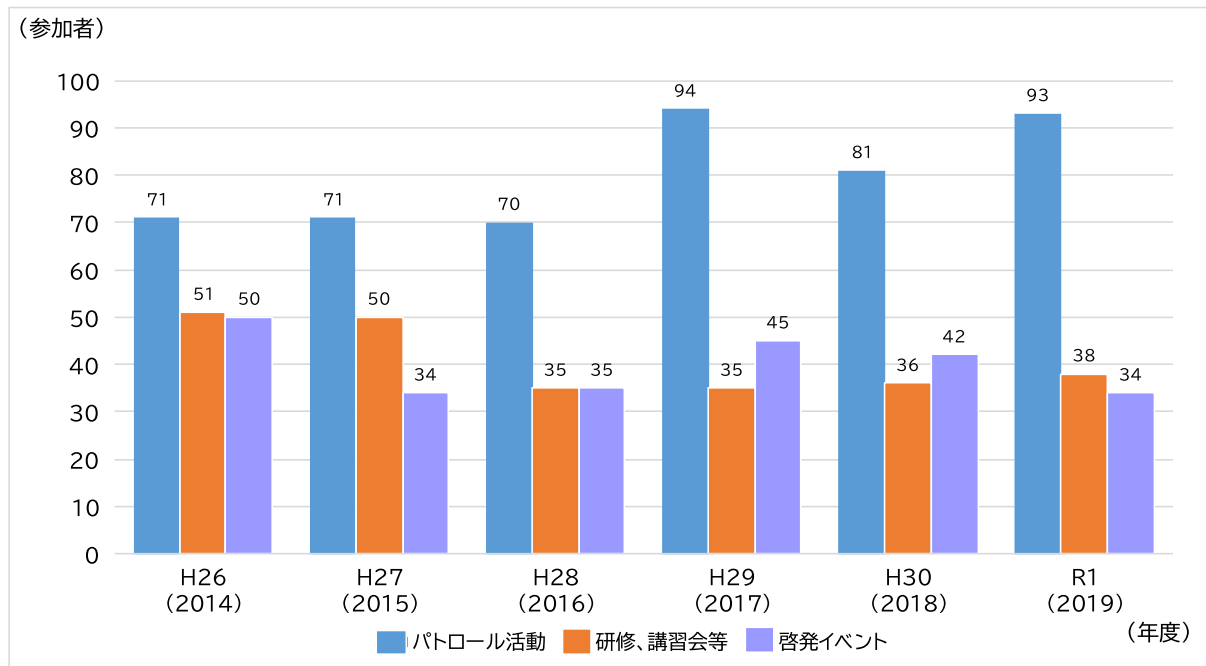
各年度末時点

31 企業の社会貢献の一環として、企業活動で培ったノウハウを還元してもらう場を市が提供し、市民にワンランク上の生涯学習機会を創出することを目的とする講座

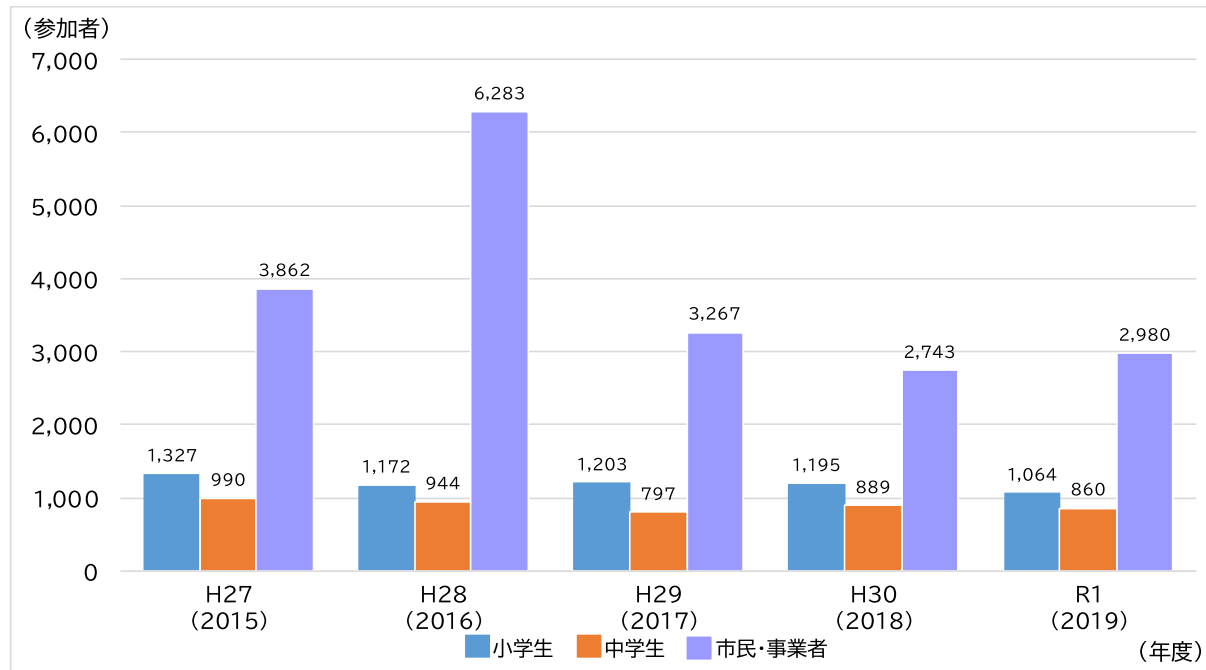
32 市民の指定した場所に市職員が講師として出向き、行政に関する知識や理解を深めてもらうことにより、まちづくりへの参加意識を高めることを目的とする講座

## (5)防犯・防災

### ○防犯啓発活動における市民の参加状況

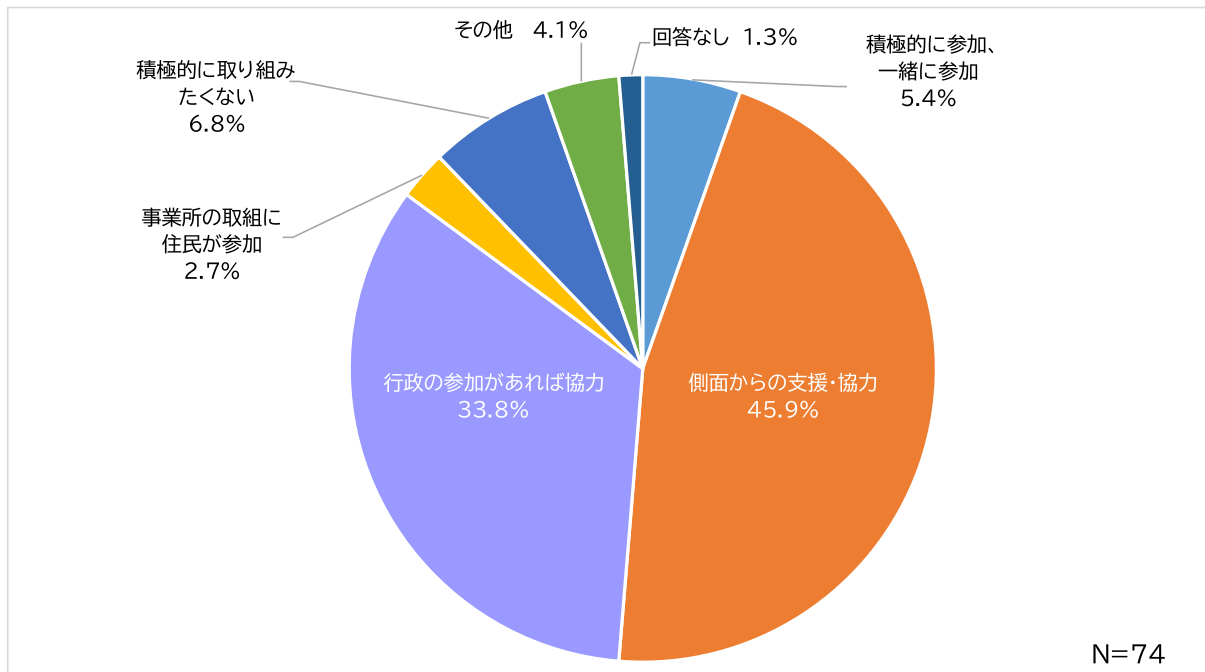


### ○防災啓発活動における小学生、中学生、市民・事業者の参加状況



## (6)環境・緑化

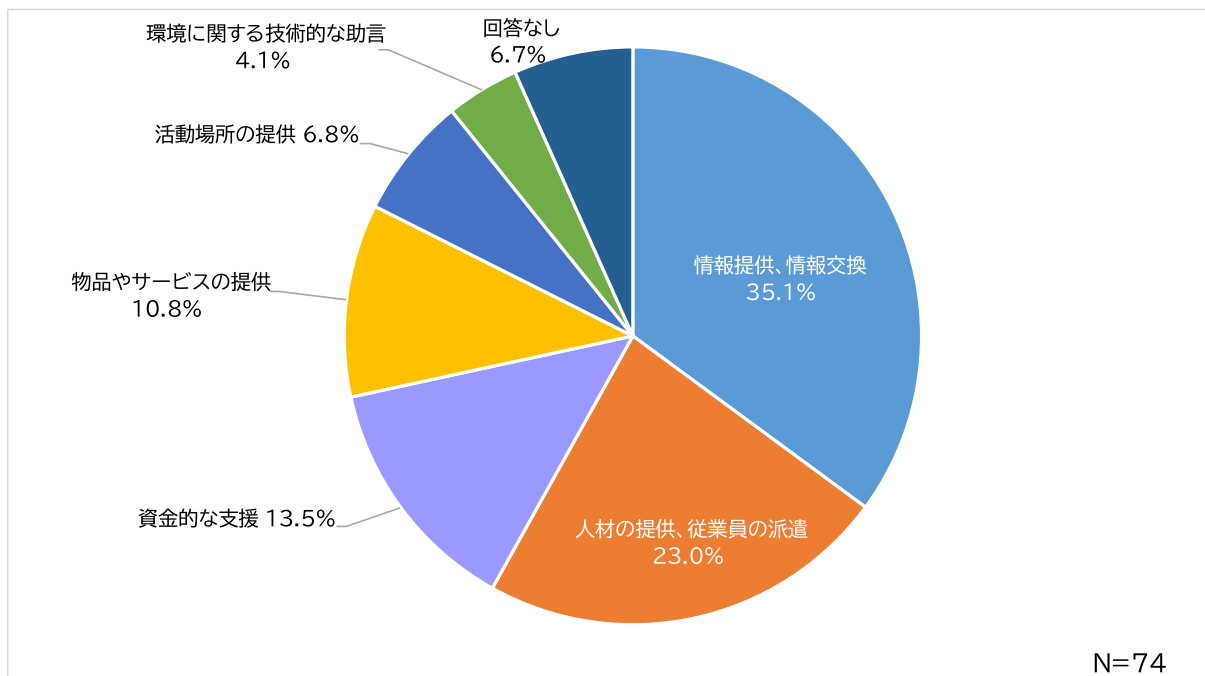
### ○環境に対して事業者の地域や NPO の活動についての協働の意向



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度))

令和元年7月9日現在

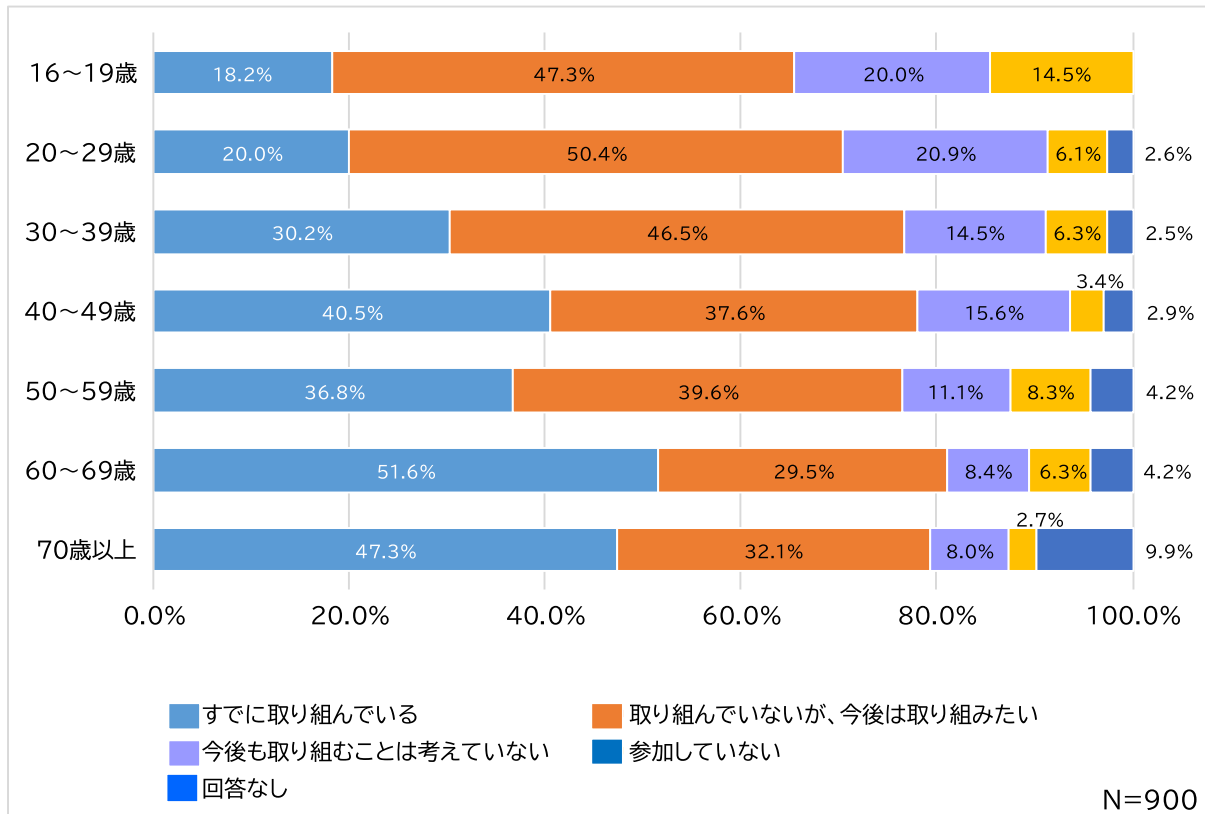
### ○事業者における地域や NPO の環境活動に対して可能な支援



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度))

令和元年7月9日現在

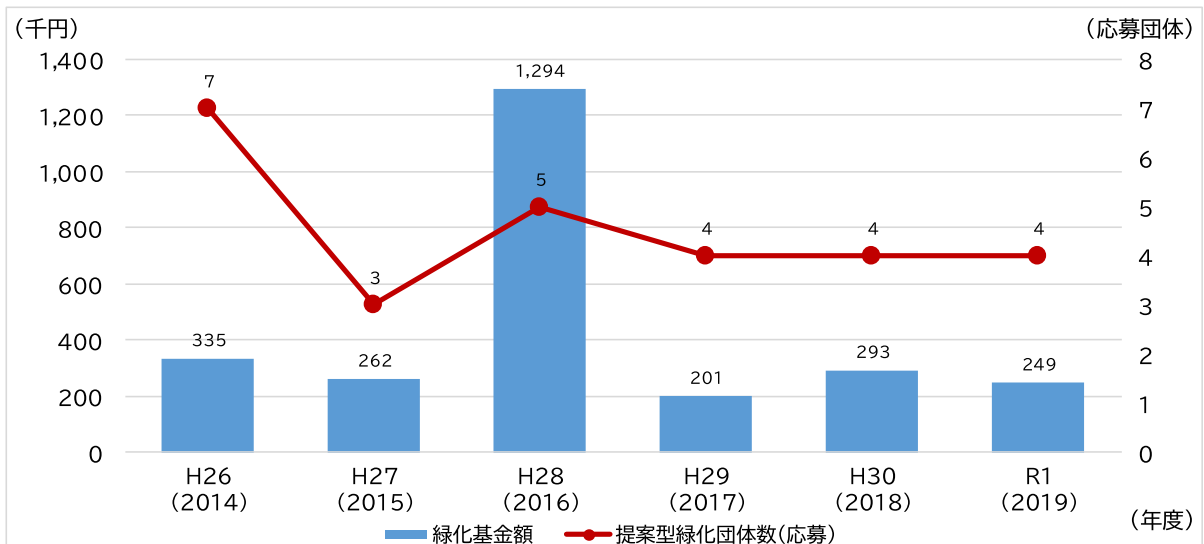
## ○地域の環境美化・清掃活動への市民の参加状況



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度))

令和元年7月9日現在

## ○提案型緑花推進事業<sup>33</sup>の実績



出典：大府市調

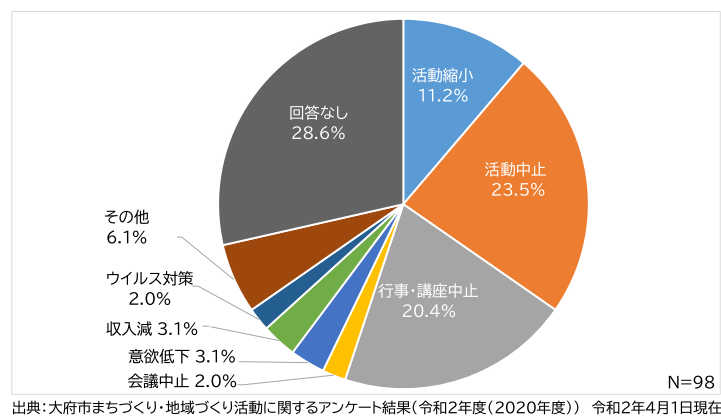
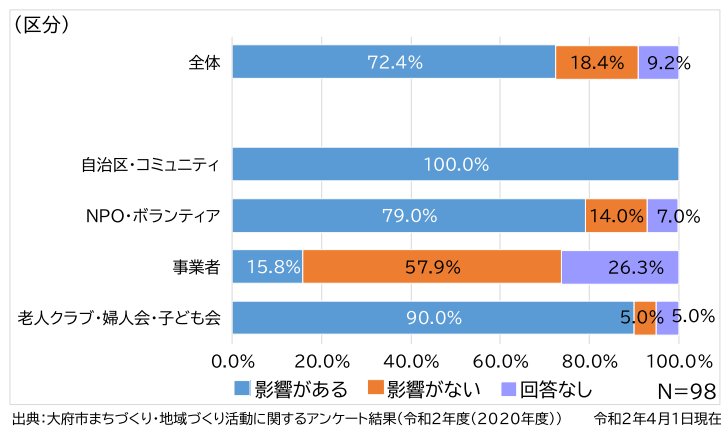
各年度末時点

33 地域団体から地域の緑花推進事業の企画及び提案を受け、大府市緑化推進委員会で適当と認められた場合に、各団体と市が協働で実施する事業

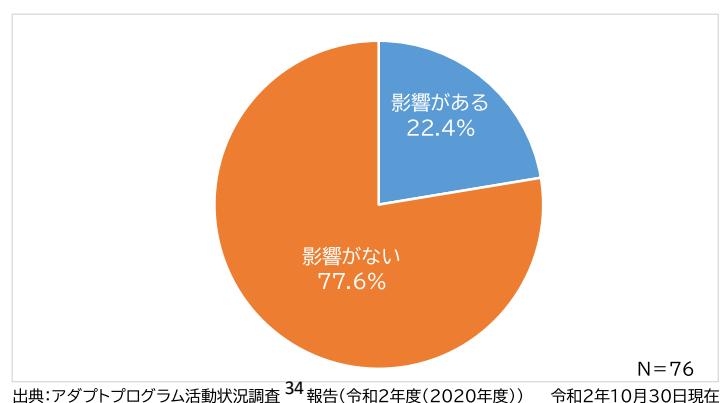


## 5 新型コロナウイルス感染症

### ○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の活動における新型コロナウイルス感染症の影響



### ○アダプトプログラム活動における新型コロナウイルス感染症の影響



34 アダプトプログラムに登録している団体に対して、現在の活動状況や活動を行う上での課題を把握し、今後の施策などの展開に活用するために実施した調査

## ○本市における新型コロナウイルス感染症の感染防止などに関する取組

年月	本市の動き	
	本市の施策など	公民館の動きなど
令和2年1月 (2020)		
令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症危機対策本部を開設(25日)</li> <li>・不特定多数が参加するイベント・行事などの中止又は延期(3月31日まで)</li> </ul>	
令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の臨時休校(2日～5月31日)</li> <li>・屋内施設等休館(3日～31日)</li> <li>・小中学校の給食費(3月分)の返金(11日)</li> <li>・屋内施設等休館の延長(24日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館施設の貸館全面中止(4日)</li> <li>・図書室の利用制限(選書による圖書の貸出・返却のみ可)(4日)</li> <li>・施設内の滞留禁止(4日)</li> <li>・公民館講座、イベントの中止(4日)</li> </ul>
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口の設置(7日)</li> <li>・おおぶ文化交流の杜図書館の休館(20日)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策基金の設置(23日)</li> <li>・理美容事業者休業協力金(24日)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協力金、おおぶ飲食店応援助成金(28日)</li> <li>・民間保育所等応援助成金(30日)</li> </ul>	
令和2年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金申請受付開始(7日)</li> <li>・臨時特別出産祝金(7日)</li> <li>・大府市新型コロナウイルス感染症対策基金条例、小中学校給食費(6～8月分)の無償決定(14日)</li> <li>・直売所等応援補助金、ひとり暮らし高齢者などへの昼食配達開始(15日)</li> <li>・不織布マスクのあっせん販売(15～25日)</li> <li>・学生応援、ふるさと便おおぶの発送開始(20日から)</li> </ul>	
令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内スポーツ施設利用再開(16日)</li> <li>・バーベキュー場利用再開(19日)</li> <li>・公民館、愛三文化会館、児童(老人福祉)センターなど、一部屋内施設の利用再開(1日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用制限(料理室、湯沸室)(1日)</li> <li>・ロビーなどでの滞留禁止(1日)</li> <li>・利用定員の制限(定員の半数以下)(1日)</li> <li>・中学生学習支援事業「まなポート」再開(1日)</li> <li>・学習室の利用制限(受験生のみ可)(1日)</li> <li>・自由来館(ホール開放)の中止(1日)</li> <li>・貸館ルール【STEP1】の設定(1日)</li> <li>・活動の制限(スポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食など)</li> </ul>
令和2年7月	市制50周年記念 おおぶ元気商品券の発行(9月配布)の決定(1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の制限(接触を伴うスポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食等)(1日)</li> <li>・貸館ルール【STEP2】の設定(1日)</li> </ul>
令和2年8月		
令和2年9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習室の利用再開(1日)・活動の制限(接触を伴うスポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食など)(1日)</li> <li>・貸館ルール【STEP2】の徹底(1日)</li> <li>・公民館講座再開(公民館などが利用制限を行っている活動を除く)(1日)</li> </ul>
令和2年10月	大府市感染症対策条例制定(1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の制限(飲食を伴う活動など)(1日)</li> <li>・貸館ルール【STEP3】の設定(1日)</li> <li>・オンライン講座『いただきまんがく食堂』:YouTubeを活用してオンライン講座を配信(10日)</li> </ul>
令和2年11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・料理室の利用再開(1日)</li> <li>・公民館イベント再開(公民館などが利用制限を行っている活動を除く)(1日)</li> <li>・活動の制限(茶道、会食など)(1日)</li> <li>・貸館ルール【STEP4】の設定(1日)</li> <li>・子ども講座『プチこどものまち』:横根山自治区防災訓練で北山公民館が感染予防対策を講じて、ブースを設置(15日)</li> </ul>
令和2年12月		
令和3年1月 (2021)	屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)(14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習研究集会:市役所とサテライト会場をZoomを活用してつなぐ取組を実施(14日)</li> <li>・夜間の貸館停止(14日)</li> </ul>
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月7日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(2日)</li> <li>・3月14日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(26日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月7日まで、夜間の貸館停止を延長(2日)</li> <li>・区長会議:Zoomを活用してオンライン開催(3日)</li> <li>・MEDIAS ON STAGE～大府市公民館芸能祭～:公民館利用団体の発表の場を創出するため、知多メディアネットワーク株式会社の協力を得て番組を収録(3日、6日)</li> <li>・森岡公民館利用者団体作品展:感染予防対策を講じて実施(7日)</li> <li>・寿大学吉田学級:Zoomを活用して講座の一部をオンライン実施(18日)</li> <li>・3月14日まで、夜間の貸館停止を延長(26日)</li> <li>・コミュニティ連絡会議:Zoomを活用してオンライン開催(27日)</li> <li>・MEDIAS ON STAGE～大府市公民館芸能祭～:メディアチャンネルで番組を放送開始(27日から)</li> </ul>
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(10日)</li> <li>・屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を解除(22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21日まで、夜間の貸館停止を延長(10日)</li> <li>・夜間の貸館を再開(22日)</li> </ul>

出典:大府市調・愛知県公式ウェブサイト・厚生労働省公式ウェブサイト

国の動き	県の動き	その他
中国武漢市で確認された原因不明の肺炎について厚生労働省が注意喚起(6日)		・WHO 新型コロナウイルスを確認(14日) ・国内第1号となる感染者確認(16日) ・WHO 「世界的な緊急事態」を宣言(30日)
全国の小中学校、高校に臨時休校要請(27日)		・乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港(6日) ・国内で初めて感染者が死亡(13日)
・7都府県に緊急事態宣言(5月6日まで)発出(7日) ・緊急事態宣言(5月6日まで)を全国に拡大、愛知県を含む13都道府県を特定警戒都道府県に指定(16日)	・愛知県緊急事態宣言、緊急事態措置(5月31日まで)を決定(10日) ・繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請(13日) ・特定警戒都道府県に指定される(16日)	国内の感染者が1万人を超える(18日)
・緊急事態宣言を31日まで延長(4日) ・愛知県を含む39県の緊急事態宣言を解除、8都道府県は継続(14日) ・全国の緊急事態宣言を解除(25日) ・イベントなどの開催制限(ステップ1)(25日)	・国の動きに合わせて愛知県緊急事態宣言を31日までとする(4日) ・愛知県緊急事態宣言、緊急事態措置を解除(26日) ・愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針を制定(26日)	
・都道府県をまたぐ移動の自粛を緩和(19日) ・イベントなどの開催制限(ステップ2)(19日)		世界の感染者が1,000万人を超える(28日)
・イベントなどの開催制限(ステップ3)(10日) ・「Go To トラベル」キャンペーン開始(22日)		・国内の感染者が2万人を超える(7日) ・県内の感染状況が「警戒領域」に移行(21日) ・国内の感染者が3万人を超える(26日) ・国内死者1,000人(クルーズ船を除く)を超える(28日) ・県内の感染状況が「厳重警戒」に移行(29日)
イベントなどの開催制限(ステップ4)(1日)	・栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(5日～24日)(2日) ・愛知県緊急事態宣言(24日まで)を発出(6日) ・愛知県緊急事態宣言、営業時間短縮等要請を解除(24日)	・国内の感染者が4万人を超える(3日) ・県内の感染状況が「危険領域」に移行(6日) ・国内の感染者が5万人を超える(11日) ・世界の感染者が2,000万人を超える(11日) ・県内の感染状況が「厳重警戒」に移行(25日)
イベント人数規制の制限緩和(11月30日まで)(19日)		・県内の感染状況が「警戒領域」に移行(18日) ・世界の感染者が3,000万人を超える(18日)
		・世界の感染者が4,000万人を超える(19日) ・国内の感染者が10万人を超える(30日)
イベント人数規制の制限緩和を延長(令和3年2月28日まで)(12日)		・世界の感染者が5,000万人を超える(9日) ・世界の感染者が6,000万人を超える(26日)
		・世界の感染者が7,000万人を超える(12日) ・世界の感染者が8,000万人を超える(27日)
・1都3県に緊急事態宣言(2月7日まで)発出(8日) ・愛知県を含む2府5県に緊急事態宣言(2月7日まで)を拡大(14日)	緊急事態措置として2月7日まで飲食店等への営業時間短縮等要請(14日)	・世界の感染者が9,000万人を超える(10日) ・世界の感染者が1億人を超える(27日)
・1都2府7県の緊急事態宣言を3月7日まで延長(2日) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正(13日)	・緊急事態措置として3月7日まで飲食店等への営業時間短縮等要請を延長(2日)	
・愛知県を含む2府4県の緊急事態宣言を解除、1都3県は7日まで継続(1日) ・1都3県の緊急事態宣言を21日まで延長(5日) ・全国の緊急事態宣言を解除(22日)	・愛知県厳重警戒宣言(14日まで)を発出、飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(1日) ・愛知県厳重警戒宣言を21日まで延長、飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(10日) ・愛知県厳重警戒宣言を解除(22日) ・31日まで、名古屋全市域の飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(22日)	

令和3年3月22日現在

## おわりに

### —「共存・協働のまちづくり」の意味するもの—

大府市は、今回の指針Ⅳにおいて、「共存」と「協働」のまちづくりを目指しています（本指針 18 ページ参照）。一般的な自治体では、「協働のまちづくり」というところを、大府市ではあえて「共存」を加えていることの意味について、この場を借りて説明させていただきます。

もう 20 年くらい前の話になりますが、私が、「協働のまちづくり」という演題で講演をした時のことです。話し終わった頃に、「私の母は、ねたきりの生活を送っていますが、『協働のまちづくり』のメンバーには入っていないのでしょうか?」と、一人の女性から質問を受けました。この問いに対して、私は、あせり、しどろもどろになりながら、「もちろん、お母さんもまちづくりについて、意見を言っていていただくことがあると思いますので、『協働のまちづくり』のメンバーです」という趣旨の返答をさせていただきました。そのとき、「協働」という言葉では「排除(exclusion)」され、まちづくりのメンバーではないと感じる人の存在に気づかされました。

私は、「基本的人権」が、何か良いことをした(do)見返りとして人に与えられるものではなく、人間である(be)ことだけで「基本的人権」の享受主体となるように、何かをした(do)ごほうびに「協働のまちづくり」のメンバーになるのではなく、市民である(be)ということだけで、「まちづくり」のメンバーとなるはずだと考えています。

「市民の誰も排除しない」「市民の誰もがまちづくりのメンバーとなりうること(inclusion 包摂)」を明確にするために、私は「共存(be)・協働(do)のまちづくり」という言葉を提唱しています。

まだ、この言葉を使っている自治体の数は多くありませんが、その思想、理念を共感していただける方は、少なくないはずだと考えています。

国連のSDGsが目指す、「誰一人として取り残さない(no one will be left behind)社会の実現」のように、大府市も「市民を一人として取り残さない、(not exclusion, all citizen inclusive)まちづくり」を目指していただければ、と祈念しています。

大府市協働推進委員会

助言者 昇 秀 樹

(名城大学 都市情報学部教授)



大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳ

令和3年3月

大府市

発行 大府市 市民協働部 協働推進生涯学習課  
住所 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地  
電話 (0562)47-2111

